

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和2年 6月23日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時56分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・松岩・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者 (会計管理者、監査委員事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

会議に先立ちまして、本日は、人事異動後初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、松岩委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時03分

再開 午後1時07分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「第2期小樽市総合戦略(案)について」

○(総務)企画政策室木島主幹

第2期小樽市総合戦略(案)について報告させていただきます。

第2期小樽市総合戦略(案)は、国のまち・ひと・しごと創生基本方針に準じ、四つの基本目標の下、人口減少対策及び地方創生に資する取組をまとめたものであり、第1回定例会において、その素案を報告させていただいているところであります。

報告後、パブリックコメントを実施し、4名の方から71件の御意見を頂きました。その中から6件について第2期総合戦略(案)に反映いたしました。

御意見の詳細及び反映部分につきましては、お配りした資料の意見等の概要及び市の考え方等と新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

反映部分は、「Ⅰ はじめに」の本市を取り巻く社会経済情勢の変化において、小樽の強みについてもう少し詳細に記載すべき。また、「Ⅱ 基本的な考え方」の記載が、後段で示すものとのつながりが分かりにくいとの御指摘であり、文章を追加修正しております。

また、企業誘致及び広域での観光における指標を追加したほか、分かりにくい語句があるとの御指摘があったため、注釈を加えたところです。

今後、小樽市人口ビジョンの改定と第2期小樽市総合戦略について、市長決裁により確定することとなりますが、お配りしております「第2期小樽市総合戦略(案)の概要版」により報告いたします。

基本目標1は「小樽市にしごとをつくり安心して働けるようにする」として、三つの具体的施策、基本目標2は「小樽市への新しいひとの流れをつくる」として、三つの具体的施策、基本目標3は「若い世代の妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、未来の創り手を育む」として、二つの具体的施策、基本目標4は「誰もが活躍できる地域社会をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」として、四つの具体的施策として取りまとめ、概要版には記載しておりませんが、それぞれにおいて、基本的方向と数値目標、重要業績評価指標KPIと施策の主な内容を定めております。

また、国の第2期総合戦略において基本目標を横断する目標を掲げられておりますので、これに準じ基本的な考え方として、本市における人口減少対策や地方創生に資する課題、取組を行う上での視点や方向性など5点を示すとともに、各基本目標に係るSDGsのゴールをひもづけております。

重点事項については、人口ビジョンや小樽商科大学との共同研究などから、仕事分野の取組により市内の仕事環境への好循環を与え、生み育てやすい子育て環境をつくるため、子育て分野の取組により提示を促すことで転出の抑制につなげること、また、移住分野の取組により、直接的に転入の増加を目指すことで、併せて社会減の抑制を目指すことを位置づけております。

また、計画人口につきましては、第7次総合計画に掲げた合計特殊出生率や社会減の改善の数値目標を参考に推計を見直した結果、2030年の人口を9万1,000人の維持に努めるとしたところでございます。詳細については、別途お配りしている冊子版を御覧いただければと思います。

○委員長

「閉校施設の利活用に向けたサウンディング型市場調査の実施結果概要について」

○（総務）企画政策室津川主幹

閉校施設の利活用に向けたサウンディング型市場調査の実施結果概要について報告いたします。

本件は、旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校施設の利活用案の作成に向けたサウンディング型市場調査を令和元年7月から開始し、期限を令和2年3月末まで延長して実施したところです。

資料の「4 提案概要及び対応状況」のとおり、今回は2件のエントリーがあったものの、調査期間中に本調査の実施要領に該当する提案をする事業者はなく、具体的な提案には至りませんでした。しかしながら、民間事業者からの反応があり、民間活用の可能性があることも分かりました。

本調査をもって直ちに学校跡利用の方向性を決める段階には至りませんでした。エントリーのうち1件については利活用についての可能性が示されているため、対話を継続するとともに、庁内の学校再編に伴う跡利用検討委員会において、提案内容等を参考に閉校施設の活用の検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「防災行政無線の整備について」

○（総務）災害対策室進藤主幹

防災行政無線（同報系）整備事業の進捗状況について報告いたします。

防災行政無線は、緊急地震速報や津波警報などの地震・津波情報、避難勧告・避難指示などの避難情報、弾道ミサイル攻撃などの国民保護情報、そのほか避難所の情報やライフラインの情報など、災害時に重要となる情報を放送することとしております。

本事業は、災害時において、住民等に対して、迅速かつ確実に避難情報の伝達を図るため、令和元年度から2年度にかけて同報系の防災行政無線システムを整備しているものでございます。

資料を御覧ください。第1回定例会において報告させていただきましたが、令和元年度第1期として、蘭島から手宮にかけて、沿岸部13か所に屋外拡声子局を既に設置しております。令和2年度、第2期整備といたしまして、工期は令和2年6月5日から3年3月19日まで、表に記載の場所を予定地として、錦町・色内地区から銭函地区にかけての25か所で設置工事を進める予定でございます。また、令和元年度第1期整備の13か所につきましては、今年度中に、実際にスピーカーから音を出す放送訓練の実施を予定しております。

防災行政無線（同報系）整備事業の進捗状況につきましては、随時総務常任委員会へ報告させていただきます。

○委員長

「公立高等学校配置計画案（令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度））について」

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

公立高等学校配置計画案について報告いたします。

今月2日、北海道教育委員会が令和3年度から5年度までの公立高等学校配置計画案を公表いたしました。この配置計画案は、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業生数の状況を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応した学校・学科の配置や規模の適正化を図るために、令和3年度から令和5年度までの高校配置の計画を策定するとともに、令和6年度から令和9年度までの見通しを示したもので、今回はその案が示されたものです。

1枚目の「公立高等学校配置計画案（令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度））の概要」を御覧ください。

今回の計画案における令和3年度から5年度までの全日制課程の学級減と募集停止について示しており、学級減については、令和3年度は道内14校において15学級、令和4年度は学級減がなく、令和5年度は小樽潮陵高校の1学級を含む道内7校において7学級減が示されております。

続きまして、本編の16ページを御覧ください。後志学区の高校配置計画案が示されておきまして、表の上段には、後志学区内と小樽市の中学校卒業生数の推計が示されており、小樽市におきましては、令和4年度に前年比14名、令和5年度に前年比40名の減となっております。表の下段には、令和2年度の各公立高校の欠員等の状況や令和3年度から5年度までの学級数の増減についての計画案が示されております。また、令和6年度から9年度までの後志学区の見通しとして、4年間で1から2学級相当の調整が必要であることなどの見解が示されております。

○委員長

「小樽市学校施設長寿命化計画の策定について」

○（教育）施設管理課長

小樽市学校施設長寿命化計画の策定について報告させていただきます。

平成25年11月に策定されましたインフラ長寿命化基本計画において、地方公共団体は公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画を策定することとされました。文部科学省からも、公立学校施設に係る個別施設計画の令和2年度までの策定について通知されておりますので、本市としましても、施設の現状を調査し各施設の長寿命化・修繕に係る方針を検討し、事業費や事業量の平準化を図ることを目的としてございます。

策定計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を見据えた期間とし、公共施設再編計画と関連しながら、3枚目のスケジュールになりますが、スケジュールとしましては、第3回定例会では進捗状況の報告、第4回定例会では小樽市学校施設長寿命化計画の素案を、1月にはパブリックコメントを実施し、第1回定例会にて最終報告をさせていただきます、今年度の策定を目指すものでございます。

○委員長

次に、今定例会において、付託された案件について説明願います。

「議案第4号について」

○（総務）職員課長

議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について説明いたします。

この条例案は、前産業港湾部職員による金銭事故について令和2年5月29日付で、当該職員及び関係職員に対する懲戒処分を行ったことに伴い、市長及び副市長の令和2年7月分の給料月額を、それぞれ独自削減後の金額から、さらに10%削減するものであります。

なお、施行期日は、令和2年7月1日としております。

○委員長

「議案第5号について」

○（財政）市民税課長

議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

これは、地方税法等の一部改正に伴うもので、例年の税制改正によるものと、新型コロナウイルス感染症に関連するものの二つがございます。

まず、税制改正によるものにつきましては、主な改正点は3点ございます。

1点目は、個人市民税についてですが、未婚の独り親について、ひとり親控除を新設するとともに、所得が135万円以下の方を対象とする市民税非課税措置の対象にも加え、拡大するものです。

これに伴い、これまでの寡夫は、全てひとり親に組み込まれ、寡婦は扶養親族の有無などにより、ひとり親に組み込まれる方と寡婦のまま残る方に別れることとなります。また、これまでの寡婦は、所得が500万円を超えても、扶養親族がいる方は対象となっていました。今回新設されるひとり親につきましては、所得が500万円を超える方は全て対象外となります。

施行期日は、令和3年1月1日です。

2点目につきましては、固定資産税についてでございます。所有者が不明な土地などの課税上の課題の解消に向けた改正でございまして、所有者が死亡してもなお、相続登記がなされない土地家屋について、相続人など現に所有する方による申告を制度化するとともに、市の戸籍調査によって所有者が明らかとならなかったものの、使用者がいる土地家屋については、使用者を所有者とみなし、使用者に対する課税を可能とするものです。

この改正の適用は、現所有者の申告制度は公布の日から、使用者を所有者とみなす規定は、令和3年度の課税分からとなります。

3点目はたばこ税についてですが、重さに応じて課税されている軽量な葉巻たばこ1本当たりの重量が、1グラム未満のものについて、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法とするものです。

令和2年10月1日から実施しますが、激変緩和として1年間は、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限ることとし、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する経過措置を設けるものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連するものについてですが、こちらも主な改正点は3点でございます。

1点目は個人市民税についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントを中止した主催者に対して観客がチケットの払戻しを請求しなかった場合に寄附金控除の対象とするもの、同じく新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年12月31日までに居住を開始できなかった場合において、令和3年12月31日までに居住を開始したときは、住宅借入金等特別税額控除の期間について、従来は令和15年度までだったものを令和16年度までに延長するものです。

2点目は固定資産税についてですが、わがまち特例の見直しに関して、生産性向上に向け新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者に対して固定資産税の税額をゼロとする特例措置を拡充し、適用資産に事業用家屋と構築物を新たに加えるものです。

3点目は軽自動車税についてですが、昨年10月にそれまでの自動車取得税が環境性能割に変わりました。この環境性能割は、燃費性能に応じて税率が決まる仕組みとなっておりますが、1年間は1%分を軽減することとなっていたところ、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、半年間延長することになったところです。

このほか、引用条項の修正と所要の改正を行っております。

○委員長

「議案第10号について」

○（教育）施設管理課長

議案第10号工事請負契約潮見台中学校校舎耐震補強工事について説明させていただきます。

これは、潮見台中学校校舎耐震補強ほか改修工事に係る工事請負契約であります。近藤・小杉共同企業体と契約

金額1億8,810万円で締結するものであります。

なお、工期は令和3年3月19日までとなっております。

○委員長

「議案第12号について」

○（財政）契約管財課長

議案第12号不動産の取得について説明いたします。

これは、平成30年に市が一般競争入札において売却した旧最上B住宅敷地、最上2丁目64番17ほか10筆の合計9,470.27平方メートルを3,000万円で、ACAクリーンエナジー株式会社から購入するものであります。

今回、購入する理由といたしましては、当該地の落札者が太陽光発電施設を建設するため住民説明会を開催いたしました。これに対して地域住民から建設反対署名が市に提出されたことなどから、地域住民の不安を解消するため、当該地を購入することとしたものであります。

なお、ACAクリーンエナジー株式会社とは、令和2年5月20日に仮契約を締結しており、今定例会議決後、本契約を締結する予定となっております。

○委員長

「議案第14号について」

○（教育）生涯学習課長

議案第14号工事請負契約について説明いたします。

これは、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事に係る工事請負契約であります。阿部・福島・西條共同企業体と契約金額8億850万円で締結するものであります。

なお、工期は令和5年6月30日までを予定しており、今後の主な工事内容については、令和2年度は外部の足場と建物を覆う屋根の設置、耐震補強工事、内装の金唐草紙の取り外し、門・塀の基礎工事など。令和3年度は引き続き耐震補強工事を行うほか、屋根鉄板のふきかえ、外壁の石材補修工事など。令和4年度から令和5年6月までは主に内部工事で、壁や天井のしっくい補修、金唐草紙や天井紙の工事などを見込んでおります。

○委員長

「議案第15号について」

○酒井委員

議案第15号小樽市非核港湾条例案について提案説明を行います。

アフリカ南部レソトが6日、核兵器禁止条約の批准書を国連に寄託しました。同条約を批准した国は38か国目、条約発行に必要な批准国数50まで残り12か国となりました。核兵器禁止条約は、2017年7月7日、122か国によって採択、50か国目の批准書が国連に寄託された後、90日で発行します。しかし、政府は批准する考えを持っていません。本市独自の取組が必要です。

以上を申し上げ提案説明といたします。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○松岩委員

まず、報告を受けてというところですが、今回、総務常任委員会に資料で、小樽市人口ビジョン令和2年度版の改訂案が示されました。これについて質問させていただこうかと思っていたのですが、内容をいろいろ確認

すると、全国的にこの時期に改訂されるそうで、道内他都市との比較もして、あと新型コロナウイルス感染症の影響なども今後を踏まえながら議論させていただきたいと思ったので、今回の総務常任委員会での質問は取りやめることとして、今後議論をさせていただきたいと思います。

◎国際交流について

最初に、国際交流について伺います。

先日の予算特別委員会で、市長から、これまでお支え頂いた個人や団体の方々に限らないで、国際交流の裾野を広げていくというような前向きな御発言を頂きました。コロナ禍の現状ではあるのですが、今後の展望として議論すべきこともたくさんあるかというふうに思いましたので、質問させていただきます。

初めに、市内在住の外国人に対する新型コロナウイルス感染症支援についてであります。

札幌市では、公益財団法人の札幌国際プラザで「新型コロナ感染の影響に伴う外国人支援～いまできることプロジェクト」ということで、新型コロナウイルス感染症の影響で、在住の外国人の中にも生活に困窮する方が急速に増えたという状況、それから外国人は、在留資格や日本語の理解が不十分であるということで、行政の支援などが十分に受けることができないということも珍しくないで、こういった支援をされていると。内容は、市民や企業などから寄付や食料などを募って外国人に配布するという取組を行ったようです。

好評につき、第二弾も行われていると伺っているのですが、まず、本市の在住外国人の数、それから、こういった生活に困窮しているなどの相談体制について伺いたしたいと思います。

○（総務）南主幹

ただいまの御質問にありました、市内在住の外国人の人口ですが、戸籍住民課に確認しましたところ、令和2年5月末現在716人となっております。

また、市内在住外国人に対する新型コロナウイルス感染症支援につきましては、外国人の方は言語に関する大きな不安となっていると思いますので、国際交流担当としてその部分は積極的に支援していきたいというふうに考えていきます。

御質問に生活に困窮しているとありましたけれども、その内容は様々だと思いますので、必要に応じて担当部署につなげる役割も果たしていきたいと考えております。

○松岩委員

その中で具体的な相談だとか、今回の新型コロナウイルス感染症に関しても、関しなくても、この時期に相談があったのか。

それから、答えられる範囲で構いませんけれども、あれば、その具体的内容と解決に向けてどのような対応を取られたのかという点もお伺いします。

○（総務）南主幹

具体的な相談はという御質問でありましたが、日本語を話せなくて困っているという相談がありましたので、ボランティア団体のONSAが講師をしている日本語教室を紹介したというところです。

○松岩委員

◎第2期小樽市総合戦略（案）について

それから、次に、今日の報告事項の1番目にありました第2期小樽市総合戦略素案に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等についてですが、ページでいうと13ページ「(4)④基本目標3-1」、ナンバー62というところに姉妹都市のことについての市民からの意見がありまして、内容を読ませていただくと、「姉妹都市が海外にあるので、コミュニケーション能力向上の一環で海外の文化に触れる機会として、生徒の交流を促進しても良いのではと思います。」という意見がありまして、これに対して市の考え方が、「姉妹都市との交流は、使節団の往来に合わせ実施してきておりますので、今後についても、引き続き行ってまいりたいと考えております。」とい

うふうに回答がありました。

ここで、私が疑問に思ったのが、使節団の往来に合わせてこれまで何を実施してきたのだろうかというところと、引き続きというところ、2点が疑問に思いましたので、このあたりの市の考え方について詳しく伺いたいと思います。

○（総務）南主幹

ただいま御質問のありました、第2期小樽市総合戦略パブリックコメントの回答についてですが、市の考え方の記載が抽象的で分かりづらかった部分があると思いますので、具体的に説明いたします。

例えば、韓国江西区の少年少女使節団の訪問時は、ホストファミリーの皆さんとおたる潮まつりに参加しておりますし、ダニーデン市、ナホトカ市から少年少女使節団が小樽市を訪問した場合は、市内の中学校を訪問して文化交流やスポーツ交流を実施しておりますので、今後も相互交流に合わせて外国の文化に触れる機会をつくっていきたいという意味で記載いたしました。

○松岩委員

次に、渡航制限中における国際交流の実施についてですけれども、これも先日の予算特別委員会で伺ったところではあるのですが、新型コロナウイルス感染症の状況で渡航できないということで、私も昨日、外務省のホームページを見たところ、小樽市と姉妹都市を結んでいる3か国は、まず、基本的には、そういう旅行とか、そういった意味での入国が全くできない状況にあるということを確認しています。これがいつまで続くのか全く分からないということであるのですけれども、こういうときだからこそできる範囲で交流をしているという自治体だとか団体が全国的にあり、例えば医療物資を融通し合ったりということが全国的なニュースになっているところです。今回の新型コロナウイルス感染症の影響で渡航できないということで、本市は今まで使節団の往来に合わせて、青少年活動もやられていたということですが、今後は、その使節団の往来ができない、伺ったり受け入れたりすることができないというのが少なくとも何年か続くということなので、その間にこれまでどおりの交流ができないから手をこまねくということではなくて、何か新しくできる方法を探していかなければいけないのではないかとこのように思います。

今後の国際交流については、市長から先日、御発言もあったとおおり、若い世代にも向けて裾野を広げていくというような御発言もありましたので、これを受けて先日の予算特別委員会から今日まで日にちもあまりありませんでしたので、具体的な策というものはないかもしれませんが、大きく考え方を新たにして、実現できる形での検討を模索していかなければいけないのではないかとこのように思うのですが、お考えをお示しいただきたいと思います。

○（総務）南主幹

渡航制限中における交流の実施につきましては、航空便の運航がなければ当然訪問できませんし、仮に渡航できたとしても、2週間という経過観察期間があれば、実質的に従来の相互訪問の交流をするということができなくなります。例えば、市全体の話にはなりますけれども、オンライン会議について今、検討を始めたところです。非接触型の交流というのは、一度に多くの方が参加できるというメリットがありますので、それを踏まえまして国際交流に生かせるのかどうか、相手方の意向も伺いながら考えていきたいというふうに思います。

○松岩委員

私が国際交流の話をする、必ず相手国の意向という言葉が出てくるのですけれども、私としては、相手国の意向を受け取りながら相互に話し合いで企画を練っていくということも大事だと思うのですが、必ずしも相手国との調整をしなくても、小樽市として何か国際交流とか、相手国に対して親しみを持つような活動をするということは別にはできると思うのですよね。歴史を学んだり、文化を知っていくという活動もできると思うので、そういったことは殊さら相手国の状況を伺わなくても、市としてもしくは教育委員会としてできることなので、そういったことを今後も深めていただきたいと思うのですが、今日は教育委員会をお呼びしていないのでお答えできないと思うので

すけれども、今年度は授業時数の確保というのがあるのでなかなか難しいとは思いますが、その市長の御発言もあったとおり、教育委員会との連携というのは絶対に欠かすことができないのではないかと考えています。子供たちを、新型コロナウイルス感染症がなかったとしても使節団として全員交流させるというのは難しいので、やはりそういう中でもオンラインでやっていくというのは、非常に有意義なことかと思えます。

今後、国際交流担当と教育委員会との連携について、どういうふうにされるかということも伺いたいと思います。

○（総務）南主幹

教育委員会との連携につきましては、これまでも少年少女使節団の交流について連携してきたところです。具体的には、少年少女使節団の募集について、ホストファミリーの募集につきましても、小・中学校を通じて行ってきましたし、姉妹都市でありますダニーデン市からの使節団が市内の中学校を訪問して、文化交流を行ったり、ナホトカ市から男子バスケットボール使節団が市内のバスケットボール部と交流試合を実施するなど、連携をして事業を実施してきたところです。また、姉妹都市以外のことにつきましては、台湾原声童声合唱団が当市を訪問した際にも、市内の小学校から多数の児童に鑑賞していただきました。

これまでも教育委員会はもちろん、市内の各学校とも連携しながら事業を進めてまいりましたので、今後も少年少女使節団の交流につきましては連携を進めていきたいと考えております。

前の御質問にもありましたが、若い世代に裾野を広げて交流していくためには、教育委員会との連携が必要不可欠になってきますので、お互いに協力しながら事業を進めていきたいと考えております。

○松岩委員

あと、本市には小樽商科大学とか専門学校も多数ありますので、本当にいろいろと視野を広げて考えていただきたいと思えます。

◎災害対策について

それから、2項目め、災害対策について伺いたいと思います。

今定例会では、避難所のマスクの備蓄予算というのが計上されています。新型コロナウイルス感染症後、マスクだとか消毒液などの備品についても新たに備蓄を検討しなければいけないというのが今、全国的に問題となっています。

現在、新型コロナウイルス感染症という状況があったために、新たに備蓄を進めなければならない予定になっている物品について改めてお示してください。

○（総務）災害対策室長

感染症対策としての新たな避難所備蓄品につきましては、現段階におきまして、避難所等の健康管理、衛生管理として、体温計や消毒薬など、また避難者同士の隔離を確保するための間仕切りなど、追加の備蓄を考えているところであります。

○松岩委員

これまでも議会の中で取り上げられている避難所の備蓄の件ですけれども、備蓄品を置くスペースが足りないというのが従前の課題としてありながら、今お話し頂いたように、今後、備蓄品を増やさねばならないという、すごく皮肉な状況にありまして、この備蓄品を今後どう備蓄していくのかということ、根本的に解決策を模索しなければならないと思うのですが、このことについてどのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室長

備蓄品の備蓄場所につきましては、人口減少によって学校統廃合などの社会情勢の変化もありまして、活用できる施設も限られているということが実情ではありますけれども、まずは、旧小・中学校などの空きスペースをできる限り活用できないか、今後においても継続して関係部署、機関と協議を進めてまいりたいというふうにご検討いただければと思います。

ります。

○松岩委員

私の体験談としてお話しさせていただくと、北海道胆振東部地震のときに私は青年会議所の会員として、手宮中央小学校の避難所の運営のお手伝いに参加させていただいていまして、私自身は手宮中央小学校にそのとき初めて行きました。そのときに、備蓄品がどこにあるかも当然私は知らなかったですし、仮に空き教室に置かれるということであれば、どこに何があるかというのもしっかりと運営される方が把握しなければいけない部分だと思うので、本当に今後、避難所の運営というのが一つ課題になってくるのではないかと思います。

備蓄すべき物品と、市民の自助努力によって確保する行政が備蓄すべきではないものの線引きが今後、非常に難しくなってくるのではないかと思います。そのあたりを本市としてはどういうふう考えているのかというのを聞かせていただけますか。

○（総務）災害対策室長

市民の自助ということにつきましては、本市が市民向けの防災講話などで、家庭内で3日間程度の食料や飲料水、それから衣類や衛生物品などの用意が望ましいということで啓発をしております、これが備蓄のすみ分けの目安の一つになるのではないかとこのように考えております。

ただし、実際には突発的な災害の発生ですとか災害が長期化する場合におきましては、個人の備蓄品にも限界が生じることから、避難所備蓄品による本市からの物資の補足ですとか、協定などによる民間からの物資支援が必要になるものというふう考えております。

○松岩委員

いろいろ議論があったのですが、市民が備蓄すべきものでも、例えば家ごと押し潰されたとか、流されてしまったというような災害だと、しっかり備蓄をしてもそれが取り出せないだとか、そういったことになると結局、市がある程度支援しなければいけない部分もあつたりすると思うので、個別具体のことはここでは議論しませんけれども、そういったところが行政として切れ目のない対応になるようお願いしたいと思います。

それから、本市のホームページには、備蓄推奨品というので災害に備えましょうということの記載があるのですが、マスクだとか消毒液などの衛生用品が項目として入っておりません。自助努力が大事だということで、何でも行政が支援すべきではないと私は思っているのですが、そのあたりは今後どういうふうにされていくか、受け止めについて伺いたしたいと思います。

○（総務）災害対策室長

マスクですとかアルコール消毒液などにつきましても、北海道版避難所マニュアルで避難者自ら持参することが望ましいということでされておりまして、今後、本市から市民の皆さんへ、このことも啓発に努めたいというふうには考えております。

ただ、実際、先ほどもお話ししたとおり、突発的な災害の発生ですとか、災害が長期化する場合、これらの衛生用品が不足していくということで想定されますので、今後は本市で最小限の備蓄を行う必要があるものと考えております。

○松岩委員

最小限の備蓄ということだったので、例えば今回の新型コロナウイルス感染症の件では、市で持っていた備蓄のマスク6,000枚程度だったと思うのですが、それを病院だとか、子供たちだとか、市の職員に配分したというふうな、活用したというような経緯があったと思うので、そういったことも含めて戦略的に備蓄の在り方については検討していただきたいと思います。

それから、避難所の運営について、これはすごい大事だと思ったのですが、今後、避難所運営というのにプラスアルファして感染症対策をしなければならないということが、もうすぐ手間ですけれども発生してしまうと。先

ほどの例で言うと、私などは全く適切な医療知識だとかそういうものを持ち合わせていない、ただの市民ボランティアになりますけれども、そういった方々が感染症対策も併せて考えながら避難所を運営していくというのは、すごい困難になると思います。やはり適切な知識を持ち合わせた人か、ある程度責任ある立場の人がしっかりとそこにおいて、指示を出す形で運営していかないといろいろな場面で問題が生じていくと思うのですけれども、今後の避難所の運営についてどういうふうにされていくかというものも伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室長

感染症対策を勘案した避難所の運営につきましては、ある程度の知識、それから責任があるということで、本市の職員が避難所の運営など、できる限り支援に努める必要があるというふうには考えておりますが、本市職員にも感染リスクの対象者となり得るといことが、非常に難しいといことがあります。そのため、例えば、状況に応じて、市民の皆さんが自宅避難ですとか、知人宅への避難を検討していただくなど、それぞれが自助・共助を進めていくことで、避難所の運営における相互の負担を減らすことができるような取組を進めることが重要であるといふふうに考えてございます。

○松岩委員

自宅に避難してという発言がよく分からなかったのですけれども、もう少し詳しく御説明いただけますか。

○（総務）災害対策室長

自宅避難という考え方につきましては、北海道版避難所マニュアルの改正の一部にも書いてあるのですけれども、災害の状況によって、特に避難する必要がないといえますか、避難所に避難する必要がない場合については自宅待機するということもありますので、こういうことも考えるという状況であります。

○松岩委員

昨年だったと思うのですけれども、避難所開設訓練をされたと思うのですが、私も参加させていただきましたけれども、あそこでは町会の皆さんに実際に来ていただいて運営していたと思うのですが、例えばソーシャルディスタンスを取るだとか、今後、必要になってくるのは多分、検温するとか、食事だとかを配膳する、配布するときはゴム手袋をすとか、フェイスシールドをすとか、そういったことが絶対必要になってくるし、あと、間仕切りがついた段ボールの簡易ベッドというもの、きちんとレイアウトを考慮しておかないとうまく置けないだとか、そもそも設置が町会の人にできるのかなどという問題が出てくると思うのですが、そういったことに対して市の職員を配置するというのは分かったのですけれども、絶対的にやはり市民だとか、日頃そういうものに関わっている方々が、しっかりと研修・講習というほどではないですけれども、やり方を理解していないと避難所として運営できないのではないかと考えています。

そこに関して、どのようなお考えといつか、今後どうされるおつもりかといつか、もう一度伺ってもよろしいですか。

○（総務）災害対策室長

北海道版避難所マニュアルの改正がなされたばかりでありまして、我々もその改正に従ってマニュアル改訂に着手し始めたところであります。実際、市民への周知につきましては、その辺の観点を踏まえて防災教育の一環として、いろいろな機会を通じて周知を図ってまいりたいといふふうに思っております。

○松岩委員

以前の議会でも、避難所開設訓練は今後も継続して行っていくといふような御発言で、いつやるかといふのは明確にお答えをされていませんでしたけれども、そのときにそういうことを盛り込んでやっていくという理解でよろしいですか。

○（総務）災害対策室長

やり方につきましては今後の検討になりますけれども、防災教育も含めたという形では検討してまいりたいとい

うふうに考えております。

○松岩委員

回答が少し歯切れが悪いのですけれども、ひとまず道のマニュアルができて、それを市が受けて今後検討されるということなので、今後、また議論させていただきたいと思います。

◎職員の名札について

最後に、職員の名札についてです。

これは、首から皆さんが下げている名札についてですけれども、私が当選以来市の職員の皆さんと接する中で、名札の表記だとかがばらばらで全く統一されていないこと、それから、印刷したら誰でも作れそうな紙、免許証のようなしっかりとしたカードではないので、そういった状況でいいのだろうかというところをすごく疑問に思っていました。どのような基準だとかルール、目的で作成されて、誰がどのような場面で着用するかなど、ルールや基準について伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

氏名票についてですが、市長部局においては、小樽市職員氏名票規程に定められており、これに沿って着用することとなっております。

目的としましては、「市は、職員の氏名を明らかにしてその自覚を高めるとともに、市民サービスの一助とするため」となっており、「職員は、庁舎内において勤務するとき又は庁舎外で勤務する場合で特に市長が必要があると認めるときは、常に氏名票を着用しなければならない。」とされております。

○松岩委員

職員によって書かれているもの、例えば顔写真の有無だとか、英語表記のあるなしとか、役職の有無だとか、そういうものもばらばらになっているのですけれども、そういったものは別にばらばらでも問題ないのでしょうか。

○（総務）職員課長

職員氏名票規程の中では、まず、指名票に次に掲げる事項というか、書いております。まず、部、室、課を書くこと、もう一つが、姓、名字を書くこと。そして、その二つに掲げるもののほか、総務部長が必要と認める事項という、その3点でございます。

○松岩委員

それから、本市の職員には、その首から掲げる名札以外に小樽市の職員であるということを公的に証明する身分証などは個人に与えられているのでしょうか。

○（総務）職員課長

職員の身分証についてですけれども、正職員は採用の際に、身分証明書が交付されております。そのほか、例えば納税課や生活支援課など、外部で調査に従事する部署においては、徴税吏員証だとか立入調査票など、法令等に基づいた統一的な身分証明書を別途所持しております。

○松岩委員

全国的にですけれども、架空の団体だとか実際にある団体、自治体の職員をかたった詐欺という被害が発生していて、それらの防止の観点だとか、あと庁内に偽造した名札を使ってそういう人が入ってこないとも限らないし、あと、庁外でも市の職員として働いたりする場面、市民と接する場面というのもあるので、偽装の難しいといったらあれだけでも、少なくとも統一したルールで、そういった身分証というか名札は作っていくべきではないかと思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

統一した身分証についてですが、先ほど申し上げましたとおり、現状の氏名票は小樽市職員氏名票規程に沿って作成されております。その記載事項については、先ほど申し上げました3点ですけれども、そこが記載されていれ

ば一定程度統一されたものになっているのではないかというふうに考えております。

あと、過去に検討した経過はございますが、経費的な面も含めまして、現時点で全庁的というか、統一的なものを作成することは、なかなか難しいかというふうには考えております。

○松岩委員

今後、小樽市本庁舎の別館も建て替えになる予定ですので、その際は、例えばＩＣカードのようなもので入退室が管理できるとかという仕組みがきつと、さすがに10年後、15年後なので、幾ら何でも導入されると思うのですが、そのときに向けて、今すぐはあまり必要性がないのかもしれないですが、今後いろいろなことの中でそういったことも検討して、統一したものを作ったほうが絶対にいいと私は思っておりますので、考えていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結します。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案について

まず、議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてであります。

今回の改正は、主に政府の2020年度分税制改正の大綱の法制化であり、未婚の独り親世帯への個人住民税の非課税措置の適用など、必要な措置も含まれているというふうに理解しております。

まず、個人市民税の見直しについてであります。

説明では、未婚の独り親について、ひとり親控除の新設及び非課税措置の対象に追加とされておりますが、この対象は婚姻歴の有無や性別などどのようになるのかお伺いいたします。

○（財政）市民税課長

対象となる子供につきましては、婚姻歴の有無ですとか性別によることなく、一律に対象となります。

○酒井委員

それでは、この所得金額の制限はどのようなものでしょうか。

○（財政）市民税課長

この所得につきましては、48万円以下という制限がございます。

○酒井委員

それは、年収で幾らぐらいとなるものですか。

○（財政）市民税課長

令和3年度の所得換算で申し上げますと、給与収入で103万円となります。

○酒井委員

それでは、扶養する子のいない寡婦や子以外の被扶養者を持つ寡婦については、変わらないのでしょうか。

○（財政）市民税課長

一部変更点がございまして、所得が500万円を超える方ですとか、住民登録上未届の夫、または未届の妻といった記載がある方、いわゆる事実上婚姻関係にある方につきましては対象外となります。

○酒井委員

それでは、つまり婚姻暦の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を持つ独り親については、所得控除が適用される。こういった理解でよろしいでしょうか。

○（財政）市民税課長

今回の改正は、独り親家庭に対して公平な税制を実現するという観点から、婚姻歴の有無による不公平と、それから性別による不公平の二つを同時に解消するものというふうになっておりますので、そのとおりでございます。

○酒井委員

次に、固定資産税の見直しについてお伺いいたします。

戸籍等の調査を行っても、土地または家屋の所有者が不明である場合に、使用者を所有者とみなして課税することができる規定を新設することについてであります。

使用者へのみなし課税でありますけれども、震災などの事由による場合に限られておりましたが、関係条文を読み上げていただきたいと思います。

○（財政）資産税課長

今、お話のありました地方税法第343条第4項について読み上げたいと思います。

「市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。」という規定になってございます。

○酒井委員

調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合、こういった理解でよろしいかどうか伺います。

○（財政）資産税課長

そのとおりでございます。

○酒井委員

それでは、調査をしても1人も明らかにならない、これはどういったケースが想定されるのかお伺いいたします。

○（財政）資産税課長

調査を尽くしても所有者、この場合、通常は相続人ということになりますが、それが1人も特定できない場合の事例といたしましては、国が示した事例によりますと、全員が相続放棄をしており、かつ相続管理人が立てられていないケース。これが一つ目でございます。二つ目に、もともと登記が正常に記録されていなかったケース。また、三つ目として外国在住の登記上登録されている者が死亡し、相続人が特定できないケースなどが考えられます。

○酒井委員

限られているんですね。

それで、いずれにしても、どの程度、税務の現場で負担軽減となるのか。また、現場において乱用されないか、ここをやはり注視する必要があるというふうに思います。

こういった懸念にはどのように応えるのか、お答えください。

○（財政）資産税課長

使用者に対し、みなし課税することになった場合の業務負担についてであります。所有者不明の土地家屋に使用者が存在することを把握した場合には、新たに使用者への聞き取りによる調査が必要になります。このため、業務といたしましては、軽減につながることはございません。ちなみに、この調査では、使用している方から使用の経緯や、それから実体、またその真の所有者に係る情報などをお聞きすることになります。

次に、使用者に対するみなし課税が乱用されるのではないかと御指摘でございますが、使用者への実務上、

みなし課税が適用されるケースがどの程度発生するか、これは実際に運用してみないと分からない部分はあるのですが、令和3年度の固定資産税の適用に向けて、この運用に当たりましては、今後、国からの参考例や考え方が通知される予定と聞いておりますので、これらを十分に考慮した上で、慎重に対応していきたいと考えております。

○酒井委員

慎重に対応していただきたいと思います。

◎陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方について

次に、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方についてお伺いいたします。

陳情者は、ここで記されているとおり、再編そのものの計画を白紙に戻すことを求めていますけれども、豊倉小学校を最後に統合は行われておりません。かつての計画は白紙になっている。こういった理解でよろしいですね。

○（教育）主幹

以前の小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画につきましては、現状では見直しをしております、ゼロベースで見直しをすることとしているものです。

○酒井委員

ゼロベースでということ、事実上白紙になっております。

また、陳情者の方は、塩谷小学校について、ぶどう栽培ですとか遺跡の発掘、海水浴場など自然に恵まれておりなどという、こういった特色ある教育などについても述べられております。私もそのとおりだというふうに思っております。

こうした観点というのは、塩谷小学校に限らず大切な視点ではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

学校が地域と連携して、特色ある取組を行うことにつきましては、よいことであるというふうに考えております。

○酒井委員

陳情者の方は様々なことを述べられておりますけれども、大体の訴えについて、私はごもつものことではないかと思っております。こうした陳情者の方たちが、なぜこのような形で出されてきたのかということの一つには、やはり地域から小学校がなくなるのではという不安があるというふうに思います。こうした不安の声に寄り添った対応がやはり必要ではないかと思っております。

その点、教育委員会としてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

現在、適正化基本計画につきましては、見直しをすることとしておりまして、今後、改めて全市的に将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を進めていくものでありますけれども、学校の地域との関わりなども含めて、検討していく必要があるというふうに考えております。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお伺いいたします。

◎陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について

次に、陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方についてお伺いいたします。

陳情者は、学校閉鎖の長期化、こういうふうに記されておりますけれども、文部科学省で出しておりますガイドラインで臨時休業の判断については、どのようになっているかお示してください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校で感染者が発生した場合の臨時休業の判断について説明させていただきます。

感染した児童・生徒や教職員の学校における活動の対応や接触者の多寡のほか、地域における感染拡大の状況や感染経路を保健部局等と協議した上で、臨時休業の実施の有無、規模、期間等を検討し、地域一律ではなく学級単位、学年単位、または学校全体の臨時休業を判断するというふうになってございます。

○酒井委員

ということは、市内全部で一斉に全校休校とかということではない。単純に、一律休校とはなりづらいという理解でよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今、委員がおっしゃいましたように、地域一律ではないということでございます。

○酒井委員

そうですね。一遍に止まるということは、なかなか考えづらいことになってくるというふうに思います。

陳情者の方は、少し気になる表現をなされております。ここでは、「公的教育は学習塾と異なり…などと建前を述べている場合ではありません。」と、こういうふうに記されているのですが、こういったことは事実ではありませんよね。そういったことは、どこかで発言されたとか、そんなことはないですよね。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

陳情者の思いであると考えております。

○酒井委員

それでは、タブレット端末が普及する見通しについてお伺いいたします。

本会議でも8月末まではなかなか難しいといった御答弁をなされておりますけれども、ここ小樽市だけではなく、全国的な取組でもありまして、タブレット端末が普及するまでというのは、なかなか見通しは立ちづらいと思われましても、こういった認識でよろしいかどうか、お伺いいたします。

○（教育）施設管理課長

本答弁におきまして、教育長より8月中の整備は難しいとの情報を得ておりますということで答弁させていただきましたけれども、文部科学省といたしましても、6月5日付の文部科学省事務次官通知で学校運営のためのガイドラインにおきまして、特に整備が必要な小学校6年生、中学校3年生の児童・生徒につきましては、8月までに環境整備することを目指す方針が示されてございます。そのため、今定例会で関連予算を提案させていただいておりまして、議決後、直ちに発注するため準備を進め、一括調達に限らず分割調達も含め、さらに情報収集にも努めるなど、少しでも早く整備できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○酒井委員

少しでも早くという、そういった段階だというふうに思います。今の状況といいますか、本当にもう全国一斉でやはりやられてしまうということでもありますから、なかなかそういった点では、非常に悩ましいところであるかというふうには思っております。

陳情者は、ここで見ていきますと、自宅でのオンライン授業を想定されていると思います。ただ、問題は、今すぐ自宅でのオンライン授業ができる状況にあるかということでもあります。各学校は、タブレット端末を活用した授業などを進められていると思います。ただ、その一方で、今すぐ全ての児童・生徒が自宅でのオンライン授業ができる状況にあるかどうか、お伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今すぐ自宅でというような環境までには今はなっておりませんが、できるだけ早期に整備していきたいというふうには考えてございます。

○酒井委員

G I G Aスクール構想についても今回なされてはいたしましたが、新型コロナウイルス感染症にかかわらず、や

っていくものであります。基本的には、学校で端末を使った授業というのは、感染症にかかわらず行われており、1人一台については感染症の関連で前倒しになったにすぎないのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

当初のGIGAスクール構想におきましては、校内LAN整備及び令和2年度から5年度の4年間で端末整備を想定してございまして、授業を行う教室においてネットワーク環境が可能になるという計画でございましたが、2年度の文部科学省補正予算におきまして、全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に整備することになりましたので、文部科学省からは児童・生徒の端末整備支援だけではなく、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備に向けた実現についても示されてございます。自治体においても早急な整備について要請されていることから、教育長からも答弁させていただきましたが、通信機器についても必要に応じ整備を検討する必要があると考えているので答弁させていただきました。

また、端末につきましても、議決後直ちに発注するため準備を進め、一括調達に限らず分割調達も含め、さらに情報収集に努めるなど、少しでも早く整備できるよう取り組んで参りたいと考えてございます。

○酒井委員

問題となるところというのは、日本の情報インフラの整備がまだまだ不十分ではないかと私は思っております。大学などでオンライン授業が行われましたけれども、各学生などが一斉につないだということで、サーバーが落ちたり、それから、ソフトの不具合があったり、こうした事例が報道されております。また、今後、児童・生徒や教職員ではなく、保護者など様々な段階で準備もしていかなければならない。私は、今のインフラ整備なども踏まえていくと、今の段階というのは、まだできることから徐々に進めているという段階だというふうに理解してよろしいのかどうか、この項最後に伺います。

○（教育）施設管理課長

家庭での学習につきましては、文部科学省が家庭学習のための通信機器整備支援事業といたしまして、モバイルルーターですとか、USB型のLTE型の通信機器というものを挙げてございますので、こちら家庭環境や財政面的なものを考慮しながら、必要に応じて整備を検討する必要があるというふうに考えてございます。

○酒井委員

進めていくというのは分かるのですが、まだ、一気にやれるような段階ではないですねということでお伺いしたのですが、そういった理解でいいかどうか、改めて聞きたいのですが。

○（教育）施設管理課長

今定例会で予算計上させていただいているのは、あくまでも端末の部分の予算しかございませんので、今後、そういうものも含めまして、準備させていただきたいというふうに考えてございます。

○酒井委員

少しかみ合わないのかと。小樽市として、教育委員会として整備していくというのはすぐ分かるのです。それはそのとおりだと思うのですが、実際そうはいつでも情報インフラというものが、途切れない回線が全ての国民に用意されているかといったらそうではなかったり、また、サーバーなども落ちないぐらいの強大なサーバーというか、そのようなものが用意されているかといったらそうではないし、そういった条件などもこれは小樽市の問題ではなくて、国全体での情報インフラというのは、まだ整っている段階ではないですよというお話でお伺いしたのですが、少しかみ合わなかったなと思うのですが。

○教育部長

酒井委員の一気にというのと、我々の早急にというのが、少し温度差があるのかというふうには思っているのですが、先ほどの議論から、GIGAスクール構想については、年度当初前倒しになるという想定のないもの

で進んできましたが、今、世間では、やはり家庭での、双方での授業というか、そういうものが今、目指されているところがありますので、小樽市としても今後、当然、端末の整備から始まりまして、ルーター、あと学校での環境整備ですか、そういうものを進める中で一刻も早く、整備していきたいというのが本音でございまして、酒井委員の言う一気にというのと、我々が言う早急にが少しスパンが違うのかもしれませんが、我々としてはもう、端末、ルーター、環境整備、それが整い次第、オンライン授業を進めていきたいという考えではあります。

○酒井委員

それほど考え方は変わらないと思うのです。一気にというのが、私はやるなど言っているわけではないのですよ、GIGAスクール構想云々について。教育委員会として、一気にというか、できるだけ早く進めていきたいというのは、それはすごく分かるのです。ただ、そうはいっても、インターネット事業者でありますとか、またソフトウェアの会社でありますとか、サーバーとか、なかなか一気につないでしまったら、良好な通信環境が取れなくなっているという、そういった弱点などというのは言われている。国においては、そういったものについてもやっていきたいという話で、私はやるなど言っているわけではないのですよ、これを。やりたいと思っている自治体がたくさんいて、みんなでやろうとしているのだけれども、そこまで今の状況が追いついていないという、そういった実態を紹介させていただきただけなのです。御理解を頂ければと思います。

◎避難中におけるコロナ禍と大規模災害を想定した準備について

最後になりますけれども、避難中におけるコロナ禍と大規模災害を想定した準備は喫緊にという問題であります。

今定例会でも各議員から、コロナ禍での避難所の在り方について質問がありました。密である避難所でクラスターが発生するのではないかという懸念や不安は、私も当然のことではないかと思っております。こうした状況を改善していくという考え方が一定数示されているというふうに思いましたけれども、基本的な考えと、それからスケジュールについて、改めて示していただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

本年5月改正の北海道版避難所マニュアルで示された基本的な考えが主な点、四つございます。

一つ目は、「「避難所」の開設」についてであり、避難所の過密状態を防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設すること、また、親戚や友人の家などへの避難や自宅療養者等の避難の検討が必要であることとされました。

二つ目ですが、「避難者等の健康管理」についてであり、避難者及び運営スタッフの健康状態を避難所到着時に確認した上で、その後も定期的な確認などが必要とされました。

三つ目は、「避難所の衛生管理」についてでありまして、不特定の人が集まる避難所においては、手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底や定期的な換気の実施、避難者同士の間隔の確保などが必要とされました。

最後、四つ目ですが、「発症時等の対応」についてでございまして、避難者が感染症を発症した場合の隔離や病院への搬送、また、発熱やせき等の症状が発生した場合の専用スペースの確保の検討が必要とされました。これを受けまして、本市の避難所での感染症対策における考え方、方針の改定スケジュールにつきましては、まだ決まっておられませんけれども、喫緊の課題であるということは認識しておりまして、早急に見直す必要があると考えております。

○酒井委員

やはり喫緊にやっていかなければならない話だと思えます。準備することができる期間というのは、本当にもう少なくなってくると思えます。様々な形で報道されているように、ワクチンなどが開発されない限りは、必ず次の波がやってくると、北海道においては第3波であります。本当に喫緊の課題だというふうに思っています。

そこで、災害対策基本法では災害が発生してから何日以内に避難所を供与することになっているのか、お伺いをいたします。

○（総務）災害対策室進藤主幹

災害対策基本法では、「災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与する」とされております。これによりまして、災害救助法の基準に基づきまして、自治体が設ける避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とされております。

○酒井委員

そうはいつても、実際にはもっとすぐ設置されているというふうな実態があると思います。

先ほど、北海道のマニュアルの話がありましたけれども、そこでも健康問題について述べられておりました。問題となるのが、現状においては、体育館のような大型屋内施設に大勢が雑魚寝しながら不安な夜を過ごすという、こういった問題であります。紹介したいのが、例えば阪神・淡路大震災では直接死が5,505人に対し、いわゆる関連死と言われるものが932人にも上っていたわけでありまして。

また、これは東日本大震災のときの数字だと思っておりますけれども、震災関連死の原因調査では、避難所への移動中の肉体、精神的疲労により死亡が31.7%、避難時における生活の肉体精神的疲労による死亡が50.5%と、こういったことがもう既に紹介されているわけでありまして。

このようなことから、劣悪な生活環境にある避難所で対策を取らなければ、新型コロナウイルス感染者の爆発的増加が発生することは容易に推定されるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

委員の御指摘のとおりであると思います。避難所は、一定期間、地域の方々が共同で生活する場所でございます。生活を続けるという前提でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止ということで、どのようなことができるのか、効果的な対策の情報収集を続けまして、私たちもより効果的、効率的な方法を模索して、しっかりとした対策を取らなければならないものと認識しております。

○酒井委員

では、内閣府防災担当が、都道府県や保健所設置市、特別区の担当宛に3回、事務連絡を発出していると言われております。どういった具体的対応が求められているのか、主なものをそれぞれ伺います。

まず、4月1日付の地方自治法に基づく技術的助言である「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」はどうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

4月1日付の事務連絡では、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大を懸念し、こうした状況において避難所を開設する場合には、発生した災害や被災者の状況によっては避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討すること。また、避難者に対して、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意することとなっております。

○酒井委員

それでは、緊急事態宣言を発出した4月7日付の事務連絡ではいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

4月7日の事務連絡では、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用、親戚や友人の家などへの避難の検討、新型コロナウイルス感染症の軽症者について保健福祉部局と適切な対応の事前検討、避難者への健康状態の確認、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な対策の徹底、避難所の衛生環境の確保、避難所の十分な換気の実施、スペースの確保等、発熱、せき等の症状が出たものための専用スペースの確保、同じ兆候、症状のある人々を同室にすることについては新型コロナウイルス感染症

を想定した場合には望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。症状が出た者の専用スペースやトイレについては、一般の避難者とはゾーンや動線を分けること。新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討することとなっております。

○酒井委員

こうした政府や内閣府の問題意識というのは、当然のことだとは思っています。ただ、やらなければならないことがたくさんあるのです。先ほど述べていただいた中でも、ホテルや旅館の活用等も検討を求めていますし、さらに、親戚や友人の家等への避難の検討でありますとか、健康状態の確認でありますとか、発熱、せき等の症状が出た者の専用スペースを確保するですとか、やらなければならないことが本当にたくさんあるというふうに思っています。こういったことというのは、私は、政府や内閣府の問題意識は当然だと思っているのですけれども、どうやって現実の状況を踏まえた上で実現するかであります。

本市の意識ではいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今回、内閣府からの事務連絡などを踏まえまして、本年5月に、感染症対策が加えられた北海道版避難所マニュアルが改正となりました。本市におきましても、この改正を受けて、改訂作業を進めているところであります。また、具体的な日程については未定ですが、北海道の指導の下、避難所開設、運営に関する訓練を実施する予定となっておりますので、我々も訓練に参加して、着実にこの避難所運営等が理解できるように実施してまいりたいと考えているところでございます。

○酒井委員

福岡県では、避難所運営マニュアル作成指針を作成して、指針では、指定避難所以外の臨時避難所の開設、それから空き教室の活用の検討、避難所のレイアウトを検討して、発熱、せき等の症状が出た者のスペース、トイレは一般の動線と云々、ということは述べられています。先ほど北海道の改正を基にして、小樽市においてもやっていくというお話がありましたけれども、こういった観点というのは、やはり同様に求められていくというふうに思いますが、御所感を伺います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、福岡県の例が示されましたが、これとほぼ同様の内容のものとして、今年5月に北海道から北海道版避難所マニュアルが示されております。福岡県にしても北海道にしても同様の内容ですので、これらの視点を参考にして、市のマニュアル改訂を進めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

それでは、避難所開設訓練についてであります。以前も、こうした開設訓練はとてもよいので、ぜひ町会など、また対象なども変えて行っていくということが必要ではないかという趣旨の質問をしましたところ、実際に時期についてははっきりと示さなかったのですが、行ってほしいというような前向きな御答弁をいただいたというふうに思っております。

今回、北海道の改正を踏まえて、小樽市も改訂していくということになると思うのですが、こうした改訂を踏まえて行うことになると思うのですけれどもいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

市の訓練でございますけれども、市も今避難所運営マニュアルの改訂作業を進めておりますが、これには一定程度の時間を要するため、改定作業の完了を待たずに、例えば三つの密の回避など、できることから訓練等に取り組んでいきたいと考えております。

○酒井委員

やはり時間はどうしてもかかってしまいますよね、万全にしなければなりませんから。でも、待たずに訓練するということが示されて私はすごく安心しています。ぜひ、こうした北海道の視点、それから、内閣府が示している視点、こういうようなものもぜひ積極的に取り入れた上で行っていただきたいと思っております。

いずれにしても、避難所の生活の向上と感染症対策の抜本的改善、これはどうしても必要なのです。ただ、それは、小樽市だけで行うというのは極めて困難だと思っています。先ほど言ったような様々なものというのはやはり大変難しいと思います。先ほど、北海道に指導の下というお話がありましたけれども、国や北海道に対し、資金だけではなくて人材も含めた体制強化を求めていく必要があると思います。小樽市としてどのように捉えているのか、最後に考え方を伺います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、資金面だけではなく人材を含めた体制強化という御質問ではありましたが、まず資金面につきましては、今回のような感染症対策に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などもありますので、今後、臨時交付金などを活用して、必要な資材の整備をしてみたいと考えております。そのほかにも、災害救助法が適用になった場合には、広く支援を受けることができるものと考えております。また、人材の体制強化につきましては、国などから災害発生により災害応急業務が急激に増加し、当該市での職員だけでは対応していくことが困難な状況になった際には、必要に応じてちゅうちょなく、応援職員の派遣要請について検討や相談をしてくださいますなどの文書が届いておりますことから、必要に応じて国などに要請をしてみたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時58分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎新型コロナウイルス感染症による小・中学校の臨時休業の影響について

最初に、新型コロナウイルス感染症により4月20日から5月末日まで、小樽市の小・中学校は臨時休業いたしましたので、その長期にわたる臨時休業の影響について伺わせていただきます。

まず、学習面の影響ですけれども、休業による授業の遅れを取り戻すために6時間授業を行っているようですが、それに伴う子供たちの負担はないのか、その点についていかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

臨時休業による授業の遅れを取り戻すための児童・生徒への負担につきましては、児童・生徒に過度な負担が生じたりするようなことがないように、児童・生徒の状況や発達段階などを十分配慮しながら学習を進めていくよう各学校に指導しているところでございます。

○松田委員

次に、健康面の影響ですけれども、運動不足により体育の授業や運動系の部活動ではけがが心配ですが、そうい

った懸念はないのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

児童・生徒の健康面の影響につきましては、運動不足の児童・生徒もいることが考えられることから、体育の授業や部活動において、運動前に十分な準備運動等を行うとともに、児童・生徒の実態に合わせ、運動量や時間を調整するなど、けが防止には十分留意するよう各学校に指導しているところでございます。

○松田委員

次に、学校行事への影響、中でも小学校6年生、中学校3年生の児童・生徒にとって修学旅行は学校行事の中で最大の楽しみだと思っております。

感染リスクを避けるため、先日、北海道教育委員会からは道内の修学旅行へという指針が出ましたが、通常、修学旅行の行き先の選定や実施日程は、どのようにして決めているのか、学校独自で決めているのか、その点についてお示し願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

通常、修学旅行の行き先の選定や実施日程等については、学校が決めることとなっております。

○松田委員

それで、今年度のように限られた範囲での移動のため、施設見学場所などが集中しないか心配です。その一例として、本年開業する民族共生象徴空間ウポポイが先日、新聞で報道されておりましたが、小樽市教育委員会としてはどのような見解をお持ちなのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

道教委から、感染リスクの回避の観点から、改めて日程や行き先、活動内容等を検討することや行き先については、ウポポイを含め道内の歴史や文化について学びを深める機会とすることも検討することなどが通知されておりますので、市教委としましては、修学旅行の行き先や日程などを制限することはいたしません、子供たちの健康・安全を第一に考え、感染症対策の徹底に努めた上で適切に実施するよう各学校へ指導しているところでございます。

なお、ウポポイでは、来館者が集中することのないように、日程を含めて調整する予定であるとお聞きしております。

○松田委員

最後に、心の問題についてお聞かせ願いたいと思います。新しい環境となった小学校1年生や中学校1年生は、学校生活になじんでいるのか、また、不登校になっている子供はいないのか、少し心配しております。そして、統合された旧豊倉小学校の子供は新しい学校になじんでいるのか、新入学した特別支援学級の子は影響ないのか、今年は夏季休業が短いために家族そろっての遠出ができないだとか、学校も参加しているおたる潮まつりや花火大会、町会のお祭り行事も軒並み中止となり、子供たちの楽しみがさらに奪われてしまいましたが、心のケアについて伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

児童・生徒の心の問題につきましては、各学校において、学校再開後も引き続き学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな観察等により、児童・生徒の状況を的確に把握し、一人一人に応じた健康相談や教育相談を実施するとともに、必要に応じスクールカウンセラーや学校医などと連携した適切な支援を行っているところでございます。

○松田委員

実は私は、昨年から交通安全指導員をさせていただきまして、新学期早々朝の登校時の見守りを10日間ほどさせていただきました。日にちがたつほど子供たちと顔なじみになって、元気で登校している子供を見ると本当にうれしくなったのですが、子供たちの登校姿が、休業によって見えなくなって本当に寂しい思いもしました。子

供の声というのは私たち大人へのエールだというふうに私は感じている次第です。どうか、一人一人の心に寄り沿って、今後どういうふうになるか分かりませんが、再び休業措置が発令にならないことを願っている次第でございます。

◎国勢調査について

では、次に、統計調査について質問させていただきます。

統計調査には、市独自で調査内容を決めて行うものと、政府や国から依頼され、依頼された内容に基づいて行うものがあると聞いております。その一つが工業統計調査であります。私の知人も調査員として毎年この調査に携わってきました。ところが今年は、春先から御主人が体調を崩したこともあり、最後までできなかつたら困るので断ったと聞いておりました。このように、市の統計担当では、定期、不定期を問わず、年間どのような統計調査が行われ、取りまとめているのか、その点について伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室北出主幹

年間、どのような調査があるのかという御質問ですが、様々な調査が定期的に行われて、毎年実施している調査から周年単位の調査など様々あります。昨年度でいいますと、五つの調査がありまして、主なものとしましては、製造業の実態を調査する工業統計調査、学校に関わることを調査する学校基本調査、事業所の活動状態などを調査する経済センサス - 基礎調査、世帯の家計状態を調査する全国家計構造調査、あと、農業、林業について調査する農林業センサスの五つの調査を昨年はおこなっております。

○松田委員

その調査方法としては、今お聞きしましたけれども、面談での聞き取りなのか、アンケート、そして記述式なのか、様々あると思われそうですが、先日の新聞報道によれば、今年は5年に1度の国勢調査の年に当たっており、調査員が不足して困っているという内容の報道がなされました。この調査は国の最も基本的で重要な調査と位置づけられているとホームページにも記載されていますが、この国勢調査の目的について伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室北出主幹

国勢調査の目的ですが、今回の調査は5年に1度、国内の人口世帯の実態を把握し、国及び地方公共団体における各種施策、その他の基礎資料を得ることを目的として行われます。

○松田委員

人員が不足していると聞いているのですけれども、この調査の募集人員は何名で、現在の程度不足しているか、この点について伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室北出主幹

募集人員と現状についてですが、国からの内示数は調査員802名となっております。現在の応募状況は、6月22日、昨日現在ですが、521名、約65%の応募状況であります。

○松田委員

調査員は現在約65%というのですけれども、調査員1人当たりの担当件数は多くて70世帯くらいだそうです。説明によれば調査員は経験者が多く、先ほどの私の友人の例もありますけれども、一度やると声がかかるようですが、その方々も高齢になってきたのと、やはりこの新型コロナウイルス感染症の影響で人と面談したくないという理由に挙げられるようですが、調査員が不足する理由として考えられるものはほかにあるかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室北出主幹

不足の理由についてですが、委員がおっしゃるとおり、高齢化で恒常的に調査員の成り手が不足しておりますが、やはり今年は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいものと考えております。

○松田委員

調査員が不足している地域が明示されておりましたが、山坂の多い小樽にとって、同じ担当人数でも調査しやすい地域とそうでない地域とがあるのではないかと推察しますが、どのような見解をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室北出主幹

地域割の考え方ですが、まず、申込み時に本人から希望調査地域を確認した上で配置しておりますが、どうしても山坂の調査地域で調査員がいなければ、年齢の若い調査員にお願いすることもあります。

○松田委員

一応希望するところ、それで、担当地域ですが、個人情報観点から自分の居住地以外の地域を担当させるのか、調査区割についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室北出主幹

先ほどもお話ししたのですが、一応、本人からの希望調査区を確認した上で、本人から自分の自宅を含める調査区がいいのか、自分の自宅を含まない調査区がいいのかという形で確認を取りました上で、調査区割をしております。

○松田委員

新型コロナウイルス感染症の影響もありますので、報道によれば今回は、なるべく人と会わないで済む配付方法と回収方法を取るということですが、面談ではない調査を行った場合、調査の正確性には問題が出ないのか、少し懸念するのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室北出主幹

調査の正確性に問題はないかという御質問ですが、委員の御指摘のとおり、今回は面談が非常に難しい方法を取るような形になり、調査の精度が落ちないように、できるだけ問題が出ないようなチェック体制にしたいと考えております。

○松田委員

今、問題の出ないような調査方法と言いましたが、もう一回、もう少し具体的にお答えいただけますか。

○（総務）企画政策室北出主幹

今回は、面談による方法が取れない状況なものですから、調査の精度が落ちないように調査体制を整えて、できるだけ問題が出ないような形で、そして、帰ってきた調査票のチェックをきちんとするような形の体制づくりにしていきたいと考えております。

○松田委員

調査票のチェックというのは、市の職員がやるのでしょうか。それとも、市はまとめてきたものをどこか、道だとか、そういうところに回してチェックしてもらうのでしょうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室北出主幹

調査票のチェックは市の職員、指導員というのが市の職員になるのですけれども、その指導員を通じてチェックをしていきたいと考えております。

○松田委員

それで、この調査は10月1日を基準日として全国一斉調査ですから、調査員が不足し、できなかつたら大変だというふうに思っております。要するに、5年に一遍ということで、比較対象があって、もし調査ができなければ比較ができなくなるなどの支障が出るのではないかとというふうに懸念しますが、もし調査員が不足し、できなかつたらどのようにするのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室北出主幹

不足した場合はどのように調査を行うかという御質問ですが、現在6月末まで今募集を延長しておりまして、それでも足りない場合につきましては、現在も市の職員や御家族にお願いして、調査員になるようお願いしているところですが、さらに市の職員などに調査員の募集を行いまして、そのほか、現在の申込みのあった調査員の調査区を増やすなどして調査に支障がないように努めたいと考えております。

○松田委員

実は、先日、市長が自ら出演するFMおたるの「明日へ向かってスクラムトライ！」という番組では、この国勢調査の件について、わざわざコーナーを設けて現状を訴えていたことから、調査員不足についてはかなり市長も危機感を持っているのではないかというふうに思いました。

先ほどの、今回、統計調査をしなかった知人は、実は病気療養の御主人が亡くなってもう本当に気持ちが沈んでいたけれども、改めて国勢調査の話が来たので、自分が役立てるならと調査員を引き受けたというふうにもお話を聞きました。

とにかく、今募集しているそうですので、全員、満たされるように願って、無事調査が終わることを願っております。

◎避難所運営について

次に、避難所運営についてお聞かせ願いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策の中で、しきりに言われているのが3密防止策です。災害時に老若男女を問わず不特定多数の人が集まる避難所こそ、どこよりも3密防止策を講じていかなければならないと思っております。そのため、収容人数の見直しが迫られ、体育館だけでなく教室も使うようにと北海道版避難所マニュアルが改正されましたが、これの主な改正点についてお示し願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

北海道版避難所マニュアルの改正点、主なものがいろいろとありますが、感染症対策についてお話するという事で、これは四つの項目があり、一つ目は、「避難所」の開設についてで、避難所の過密状態を防ぐため、可能な限り多くの避難所の開設、親戚や友人の家などへ避難の検討などです。

二つ目は、「避難者等の健康管理」についてであり、避難者及び運営スタッフの健康状態を避難所到着時に確認した上、その後も定期的に確認するなどです。

三つ目は、「避難所の衛生管理」についてです。不特定の人が集まる避難所において、手洗い、咳エチケット等、基本的な対策の徹底や定期的な換気の実施、避難者同士の間隔の確保。

四つ目は、「発症時等の対応」についてであり、避難者が感染症を発症した場合の隔離や病院への搬送、また、発熱やせき等の症状者が発生した場合の専用スペースの確保などの検討となっております。

○松田委員

今、改正点が四つほど述べられましたが、この改正マニュアルを受けて小樽市ではどのように取り組むのか、その点について伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

市では、北海道版避難所マニュアルの改正を受けて、市の避難所運営マニュアルの改訂作業に着手しました。とりわけ、感染症対策は喫緊の課題と考えており、感染症対策に関わる備品の整備を急ぎたいと考えております。

○松田委員

それで、小樽市には、63か所の指定避難所があり、それぞれ災害の内容に応じて避難所が指定されていますが、収容人数が変わることによって、今後、避難所を増加させていかなければならなくなると思いますが、いつ頃までに新しい避難所を指定していくのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

現在、避難所に収容できる避難者は、三つの密を避けるために、1か所当たりの収容人数を半分と仮定しても大規模地震での避難者の想定人数以上を現在の避難所でも確保しており、数字上は問題になることはないと考えられますが、多様な対応が避難所にも今後求められることから、町内会館やホテルなどの利用を検討していきたいと考えております。

○松田委員

あと、避難所には、指定避難場所を見ますと、多くの小・中学校が指定されています。そして、小・中学校の統合を受けて、閉校になった学校は、指定から外されることになり、指定避難所は毎年変わっています。本年3月に閉校された旧豊倉小学校については、いまだ避難所に指定されていますけれども、跡利用が決まるまでこのまま指定されるか、それとも次の避難所については考えているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

災害対策室といたしましては、利用できる限り避難所として使用していきたいと考えております。

○松田委員

あと、閉校により指定が外されたところもあれば、旧祝津小学校や旧堺小学校など、そのまま避難所に指定されているものがあります。ただ、旧堺小学校については、市の施設として跡利用されていますので、平常時の維持費はかからないと思うのですけれども、閉校した跡を避難所に指定されている施設は、平常時の維持管理が必要になってくるのではないかと思います。維持費はどのようになっているのか、維持管理についてお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）契約管財課長

今、お話がありました旧祝津小学校につきましては、契約管財課で管理しておりまして、年間の維持管理経費として、100万円ほどを予算計上しております。内容につきましては、電気代、機械警備代、また、避難所に必要な消防の設備点検、電気保守料等になってございます。

○松田委員

そうすると、旧豊倉小学校についても、先ほどそのまま指定していきたいと思っているという返答を頂きましたので、追加としてまた維持費もかかってくるのではないかとはい思います。

そして、指定一覧表によれば、旧小樽商業高校は2020年度については、工事のため避難所として使用しないとなっていますが、その間の代替施設はどのようにするのか。その間の市民への周知はどのようにするのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

旧小樽商業高校の避難所としての扱いですが、今年3月に旧商業高校が1年程度使用できなくなることで代替となる避難所の位置について示した文書を回覧で近隣の町会に知らせております。また、そのほかとして、市のホームページでもお知らせしております。

代替となる避難所といたしましては、小樽商科大学、西陵中学校、勤労青少年ホーム、山の手小学校、総合体育館、公会堂、市民会館、稲穂小学校などを記した文書を回覧しております。

○松田委員

そうしたら、旧商業高校については、1年間使えないけれども代替施設が用意されているということですね。あと、先ほどもほかの委員から質問が出ておりましたが、去年は避難所開設訓練をしましたけれども、やはりこれから大事なことは、今年は避難所運営訓練をするということでしたので、今言ったことも含めまして、3密を回避するように、また、避難所訓練にしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎職員の勤務時間等について

では、最後に、職員の勤務時間等について質問させていただきます。

小樽のまちをよくするために市民の皆さんからアイデアや提案を募集し、安全・安心で夢ある元気なまちを実現するために、市長への手紙という制度があります。掲載を許可されたものは、ホームページに回答も含めて掲載されており、現時点では昨年11月まで寄せられたものが掲載されております。

そこで質問ですが、昨年8月2日に寄せられたものとして、ある医療機関に勤めている方からの要望として、その方の職場は勤務時間中は外出禁止なので、市役所で手続したくてもできないので、変則的でもいいから開庁してほしいというものでした。ところが、この方には回答がありませんでした。確かに、掲載されていても回答がないものがありますという断りが入っていますが、手紙をもらってから半年以上もたっているのに、なぜ回答ができないのか、内容だけ見るとそんなに難しい提案ではなく、できる、できない、検討しますくらいは答えることができるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）広報広聴課

ただいまの市長への手紙に対する回答がないというお話でございますけれども、基本的に手紙に名前の記名がなされているものについては、最初に市長が目を通しまして、しかるべき指示をした後、関係部署に回答を作成してもらい、再度市長が確認をして、全ての手紙に対して返信をしております。

委員の御指摘の手紙については、差出人の氏名、連絡先に御記入がなかったものでありまして、この場合は、市長及び関係部署に、この手紙の内容を参考供覧という形で伝えることとしておりまして、これに対してどのような返事にするか、関係部署に対して回答作成までは求めているという現状にあります。

ただ、この手紙の主は、本市ホームページの掲載について、委員がおっしゃるとおり可能、載せてもいいというところに丸がついておりましたので、回答の部分はないのだけれども、御提言の内容のみを本市ホームページに掲載させていただいているという状態になっているところでございます。

○松田委員

なぜ私がこのことを聞いたかと言うと、昨年、総務常任委員会として私たちは新潟県長岡市を視察させていただきました。長岡市は、平日も開庁時間が長いですし、常時、土・日・祝日も開庁しているということでした。長岡市は人口が26万人余りと、小樽市よりも2.5倍ほど多いですし、確かにその自治体の就業形態等いろいろな要素があると思いますが、小樽市でどの程度利用する人がいるかも未知数で、人員配置の関係もあると思いますが、先ほどの要望もありましたけれども、返答はしなくてもいいような状況だそうですが、もし、小樽市で開庁時間の延長、開庁日の追加を行うとしたら、課題として挙げられるものとして考えられるのは何か、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

時間外ですとか、開庁日の開庁ですけれども、委員の御指摘のとおり、一番考えられるのはやはり人員配置の問題があります。それから、そのほかにコストの問題がございます。市役所の窓口を開けるということになりますと、窓口の職員だけではなくて業務システムを動かさなければなりませんので、システムの担当者も出勤させる必要がある。そして、市役所を開ける以上は、庁舎管理の担当者も出勤させる必要がある。そして、休日・夜間の勤務を、これを時間外勤務というふうにしますと、当然、時間外勤務手当が発生してくるということになります。時間外にしないで、勤務日の振替ですとか、あとシフト制という方法もあるのですが、そうすると、平日の人員が不足しますので全体的な人員配置の見直しが必要になってくるという部分もございます。

あと、市役所を開けると当然、電気ですとか、冬期については暖房費がかかってくる。コストの問題がございます。これらの問題のほかに、実際休日に市役所を開けるということを考えますと、休日・夜間で市役所を開ける場合で一番想定されるのが戸籍ですとか、あるいは住民票の関係の窓口を開けるということが想定されるのですけれ

ども、例えば転入届を出しますと転入に伴う様々な手続きがございます。保険ですとか年金ですとか、あるいは子供関係の手続きですとか、転入届を出すと、その流れで全部の手続きを一遍にやってしまいたいわけなのです。そうすると、これらの窓口も全部開ける必要があると。

もっと言いますと、市役所の一部が開いていると、市役所が開いているのだと思って来庁される方がいらっしゃいます。ですので、開けている窓口と、開けていない窓口があると、せっかく来たのに開いていないのかということもあり得ますので、逆に市民の皆さんに御不便をおかけしてしまう可能性もある。それから、戸籍の届出ですけれども、戸籍の届出というのは本籍地に関係なく日本全国どこに出してもいいことになっているので、小樽市が本籍ではない方の届出を受けることもたくさんあります。本籍が小樽市でない方の届出を受けた場合は、本籍地の市区町村役場に内容によっては確認しなければならないことがございます。しかしながら、その内容確認をしないと戸籍の届出の受理決定ができないのですが、こちらは閉庁日に開けて届出を受理しても、本籍地の市区町村役場が閉庁日で閉まっていると内容の確認ができないことがあって、そうすると、せっかく窓口へ届出に来ていただいたのに、その場で受理決定ができない。そうすると、当直に出すのと何ら変わらない結果になってしまいますので、こういう部分をどうするかという課題がございます。

○松田委員

ただ、長岡市ではきっとそういうようなこともクリアしてやっているのではないかと。長岡市は極端ですけども、昨年公明党として行政視察に行った東京都足立区でも、月に1回ですが開庁しているという例もありましたので、これからいろいろなそういう課題もクリアしながら、先ほど言いましたとおり、逆に困っている人もいるということもあったので、聞かせていただきました。

それで、地方自治法では自治体の休日に関する規定がありますが、休日に開庁している自治体もあることから、先ほど言ったように、きっとそういう部分で、祝日は規定を変えてしているのではないかと思います。これから課題をクリアしながら、少し検討をしていただければというふうに思います。

市として、閉庁時は当直室が簡易な戸籍の受付だとかをやっていると聞いておりますが、年間、どのくらいの件数があるのか、主な内容についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）総務課長

直近の数字で申し上げますと、当直室で受け付けた戸籍の件数ですけども、令和元年度におきましては、全部で891件ございます。そのうち一番多いのが死亡届で613件ございます。2番目に多いのが婚姻届194件、3番目が出生届25件となっております。

○松田委員

今、戸籍の届出は、恐らく受けても戸籍があるわけではないので、やはりその後フォローしていくのだというふうに思いますけれども、それでも891件という、1日当たり二、三件は受けているのだと思います。

また、当直室では電話等での問合せもあると思いますが、1日どのくらいの対応をしているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

当直室に寄せられる電話の件数ですけども、平日の夜間で20件から30件程度、土日休日に関しては40件から50件程度となっております。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、本当は職員が閉庁時に対応できればいいのですけれども、恐らく委託している方が受けてくださっているのだというふうに思います。なぜこれを聞いたかという、私も昨年、災害の関係で街路樹が道路に折れているので、何とかしてほしいという連絡が入ったのですが、どうしたらいいかといったときに、少し時間も朝早く、7時過ぎだったのでですけども、電話をかけたら当直室の人が対応してくれて、すぐほかの関係す

る担当の方に連絡を取っていただいていたという、そういうこともあったものですから、今聞かせていただきました。そういったことで、閉庁時の対応についてはまだまだ課題もたくさんあるようですが、先ほど申しましたとおり、今後いろいろなことで対応できるように検討していただければと、これは要望させていただきたいと思います。

また、先ほどの返事をもらえなかった方も、匿名だったのでそういう返事がもらえなかったと思いますけれども、今後の課題ですが、載せなくてもこういったことがあって、これは広報広聴課の方に言うのですけれども、もし、そういったことで匿名でも回答欄だけでもこういう質問があって、こういうふうな考え方もありますという回答欄は載せることはできなかったのか、その点についてだけ1点お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

市長への手紙で、よい意見であれば回答をホームページに掲載できないものかという御質問かと思うのですが、市長への手紙につきましては、様々な御意見とか御提言が寄せられておまして、とりわけ無記名のものについては、いろいろなパターンの御意見が混在しているような状況であります。しかしながら、本人への返信はせずとも、内容的に市民の皆さんに周知すべきものとして、ホームページに市としての回答を載せるべきもの、また、そうでないものの、この趣旨は選択といいますか、その辺の線引きをどうするかということは今後整理して考えていきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方について

1件目は、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方について伺います。

昨日からの議論をお聞きした中で、どうしても確認したかったのですが、今回出ているこの陳情の可否について判断するのに必要なので、この場でお聞かせいただきたいと思います。陳情者である塩谷・桃内連合町会は、この陳情書にあるように、策定中の公共施設再編計画に賛成をされているということによろしいのでしょうか。

○（財政）中津川主幹

塩谷・桃内連合町会からは、6月4日付の文書を頂いております、内容につきましては、町会として塩谷地区の再編計画について賛成である旨を記した文書を頂いております。

○佐々木委員

もう1件、陳情に関わることですけれども、塩谷小学校の施設規模として小学校が存続し、さらに塩谷児童センター、放課後児童クラブが入るということは、規模的に可能なかどうか、この点についても確認をさせていただきます。

○（財政）中津川主幹

塩谷児童センターと放課後児童クラブの移転につきましては、塩谷小学校の空き教室を活用することで、塩谷小学校に通う児童の安全を図るということの一つの目的としておりますので、塩谷小学校を存続したまま両施設を入れる計画となっておりますし、規模的にそれは可能であります。

○佐々木委員

今の御意見を基にしまして、判断をさせていただきたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症に伴う消防署の対応について

2点目は、消防関係の新型コロナウイルス感染症対応について伺います。

小樽市消防本部、各消防署支署、出張所での対応について伺いますけれども、全国各地で消防署員の感染が報告されています。一旦発生し、万が一、消防署等でクラスター発生ということになってしまうと、その地域の安全にとって重大な危機となるために、万全の対応が求められているし、それに沿って、そういうことにならないように対応されていると思いますので、それについて伺わせていただきたいと思います。

多分、全国の消防署がそういうふうになっているにもかかわらず、道内でもそういう発生があるということですので、そういうことにならないための情報収集、分析というのはされているのでしょうか。もし、されているようであれば、そのためのポイントみたいなものを説明ください。

○（消防）総務課長

情報収集につきましては、道内各消防本部と情報交換を行い、消防職員の新型コロナウイルス感染状況や感染拡大防止に向けた対応等について情報収集を行っているところでございます。

ポイントといたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染経路、感染した職員の勤務形態、勤務の状況などを聞き取りし、本市における同様の感染防止を図るとともに、感染した職員及び濃厚接触者の取扱いについて検討し、職員が感染した場合の対応についてあらかじめ準備をしたところでございます。

○佐々木委員

その出てきているような中身で、その感染防止のための対応策について、まず伺います。

○（消防）総務課長

感染防止の対応策についてでございますけれども、一般質問で救急隊員の感染防止につきましては、市長から答弁させていただいておりますので、通常の勤務地におけます感染防止のための対応策について答弁させていただきます。

職員の体温測定、手洗い、うがい、手指消毒の励行、また、できる限り3密を避けるよう周知したとともに、消防庁舎内の手すりやドアノブ及び消防車両の消毒を行うなど、感染防止に努めているところでございます。

○佐々木委員

それで、万が一発生の際の対応策というのもお示してください。

○（消防）総務課長

万が一、消防職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、速やかに職員が勤務をしている消防庁舎、消防車両及び各種資機材の消毒を行い、感染拡大防止対策を行います。

また、出動体制についてでございますけれども、基本的には現在の消防力を維持したいと考えておりますが、感染者及び濃厚接触者が入院または自宅療養となり現在の消防力が維持できない場合は、毎日勤務者による出動隊の編成や乗車人員の削減など、感染拡大時を想定した出動態勢を、一次措置から三次措置まで事前に計画し対応することとしてございます。

○佐々木委員

万全の対応策ができていうふうにつまえていただきました。

続けて、消防の各業務への影響について伺います。予防査察等を実施されておりましたけれども、これについては、今どのような状況になっておりますでしょうか。

○（消防）予防課長

予防査察の実施への影響につきましては、各種事業所にて関係者との接触機会が多く生じる査察業務の特性を踏

まえまして、職員の感染防止と職員を介した査察先の事業所への感染拡大の防止を考慮し、本年4月3日から原則として実施しないこととしたところでありますが、国の緊急事態宣言解除を受けた国内や市内の状況等を踏まえ、今月22日から査察業務を再開したところでございます。

この間の事業所等の火災予防対策につきましては、関係者が届出等で来庁された際や電話にて防火対策の確認を行ったところでございます。

今後の査察業務につきましては、職員のマスクの着用、査察時のソーシャルディスタンスの確保など、感染拡大防止策を徹底した上で、査察先の関係者と事前に協議して実施することとしております。また、今後の感染拡大状況によりましては、査察の制限や中止を弾力的に判断してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

同じく、職員の消防訓練や市民や事務所向けの火災防御訓練等への影響についてはいかがでしょうか。

○（消防）警防課長

消防職員の訓練につきましては、必要な訓練は新型コロナウイルス感染症発生後も実施しております。市民や事業者に対する火災防御訓練につきましては、7月20日に実施予定でありました春の火災予防運動の訓練は、国の緊急事態宣言を受けて中止とし、6月9日、10日の危険物安全週間の訓練は事業所と連携して実施する予定でありましたが、消防職員のみで実施する訓練として規模を縮小して実施したものであります。いずれの訓練も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、中止または規模を縮小したところであります。

○佐々木委員

同じく、各種イベント、講習会の開催について予定等はどうなっていますか。

○（消防）総務課長

消防フェアなどのイベントや防火管理者講習、普通救命講習などの講習会については、現在、開催しておりませんが、6月19日からの新たなステップへの移行を受け、現在、開催時期、開催方法などについて検討しているところでございます。

○佐々木委員

同じく、消防団活動についても伺っておりますが、消防団活動の新型コロナウイルス感染症対策について、訓練その他への影響はどうなっていますか。

○（消防）主幹

国からの緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、火災や災害等の活動以外の平常時に行われる消防団活動の休止を決定し、4月17日に消防団長名でその旨を各分団に通知しております。

具体的には、訓練への影響につきましては毎年4月下旬から5月中旬に、市内各地で18個の分団が隣接する分団と合同で行う春の合同訓練を中止しております。また、6月中に計画しておりました現地教育訓練、大規模災害訓練及び新入団員研修を延期しております。

その他の影響につきましては、春の火災予防運動期間中の巡回広報や、5月10日に予定していた火災予防広報の活動を中止しております。

なお、現在につきましては緊急事態宣言解除に伴い再開しております。

○佐々木委員

消防団活動、訓練等以外にも会合を開かれたり、点検活動をしたり、訓練、それから万が一の出動の際の留意事項、その他について団員へきちんと周知しておく必要があると思いますけれども、その周知事項等について説明をお願いします。

○（消防）主幹

団員への周知事項につきましては、4月に開催された定例分団長会議で、消防団活動の拠点である分団詰所での

会合などを行う際には3密にならないよう出席者の限定、時間短縮、室内の空気の入替えなど、また、広報活動などで屋内に集合する必要がない場合は、屋外で必要事項の伝達を短時間で行うなどの周知をしております。

なお、出勤の際の留意事項につきましては、火災や災害など現場活動となることから、留意事項については特に周知しておりませんが、新型コロナウイルス感染症防止を含め、各分団長からの指示に従い現場での対応をすることとしております。

○佐々木委員

いろいろ聞かせていただきまして安心しました。本当に文字どおりの市民の生命線であると思いますので、消防本部それから消防団の皆様方には御注意をされながら、これからも活動をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎中学校体育の柔道の授業について

次に、中学校の柔道の授業に関わってお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症に関わって、中学校体育の柔道の授業の扱いというのはどうなる予定でしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

文部科学省から示されている衛生管理マニュアルには、保健体育における児童・生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動は、感染症対策を講じてもお感染のリスクが特に高いものとして示されておりますので、換気・身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討することになります。

○佐々木委員

もう少し具体的に伺いたいと思うのですが、そうすると実技をやらないということも考えられるのかどうか、それから、やるとしたら具体的な内容の工夫等というのは考えられるのかどうか伺ひます。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

柔道の実技につきましては、感染症対策を十分行った上で、礼儀作法や受け身の練習など個人でできることを行ひ、組み技や寝技については動画の映像などを見て学ぶなどの工夫が考えられます。

○佐々木委員

今度は新型コロナウイルス感染症から離れてお聞きします。

実は、これは平成25年にも一度伺っていた話ですが、昨年度の柔道の授業におけるけが等の状況はどうなっているのかお聞きします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

昨年度の柔道の授業におけるけが等の状況ですが、骨折が2件、打撲などの骨折以外のものが5件ございました。

○佐々木委員

その中の下半身、とりわけ足の指のけがというのがどうなっているのか伺ひます。

全国的にも、足の指のけがの割合が多いというふうには伺ひますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

足の指のけがの件数で申しますと、骨折が1件、打撲が1件というふうになってございます。

○佐々木委員

もう少し詳しい原因というのは、分かっていますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

足の指のけがのうち、まず、骨折につきましては、2人組みでの練習中に受け身を取り、その際、下履きズボンの裾が足の指に引っかかったような状態になり、指が反り返ったということでの骨折が1件でございます。打撲につきましては、押さえ込みの練習が終わり、立ち上がろうとした際に勢いがつき過ぎて、足の指をマットに強打してしまったということでの打撲というふうには報告を受けてございます。

○佐々木委員

教員の方からお聞きしたところ、体育館に敷いて使っている畳代わりのマット、ジョイントして1枚にして使うものですが、そのマットが老朽化して、ジョイント部に大きく隙間ができて、そこに指が挟まって力がかかることで、けがにつながっているというような話を聞いていますが、そのような状況というのを把握されていますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

柔道用のマットが老朽化していることで、けがにつながっているということは、お聞きしておりません。学校においては柔道用のマットを設置する際に、ジョイント部が確実につながるように確認したり、柔道用マットが動かないように周囲にマット運動用のマットを敷き詰めたりするなど、十分気をつけております。

○佐々木委員

2013年の決算特別委員会でこの話を聞いたのです、隙間についてということで。そのときからもう危ないのではないかと指摘をさせていただいていたのですが、そのときからさらにマットの老朽化、既に何年もたっていますので、進んでいるのではないかと思うのです。マットについて確認しますが、ジョイント1枚の大きさと、一組の広さ、価格、耐用年数、それから、今は使用から何年目に当たるのか、お答えください。

○（教育）施設管理課長

1枚のサイズですけれども、厚さが50ミリメートル、縦幅と横幅がそれぞれ1,030ミリメートルとなっております。各中学校に81枚配付してございますので、縦横ほぼ10メートル弱になってございます。1枚単価につきましては約1万4,000円になってございまして、購入は平成24年度から使用してございますので今年度は9年目となっております。あと、耐用年数につきましては、メーカー発表の耐用年数は約15年となっております。

○佐々木委員

先ほどのお話だと、こういう挟まったのけがは、小樽市では見られないという報告でしたけれども、文部科学省それから北海道教育委員会で、いろいろな文書等を見ますと、やはりこの隙間は危ないということで対策を取るよというようにも出ておりました。

小樽市では、その状況下で今、対策はされているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

道教委が平成30年に作成した資料で、柔道の初期段階においては靴下を着用した状態で行うことも事故防止の効果があるとの指摘を受け、昨年度はけがの発生状況を踏まえ、全ての中学校において靴下を着用して指導を行うようにしております。

○佐々木委員

そうですね、靴下を履いてやっているのです、授業を。

外部講師の方とかも入って授業をされているのですけれども、その方たちから聞こえてくるのは、靴下を履くことで指が挟まるのは何とか防いでいるのかもしれないが、かえってマットの上で非常に滑るので、その結果、下半身のけがは減るけれども頭から直接マットに落ちる、上半身を打ちつけるというような、かえって別の、下手をするともって重大なけがにつながるようなことも心配されるのだというような指摘がありました。そういう点についてはどのように考えられますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

委員が御指摘のように、靴下を履くことで滑りやすくなるのが心配されておりますので、転倒したりすることがないように、事前指導を行ってから授業をすることに留意しております。

○佐々木委員

いずれにせよ、教員の方それから外部指導員の方々に、状況それから対応策について、今言っていたよう

なことを含めて確認をする。それから、皆さんの授業に対する要望の把握などをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。抜本的には、やはりそういうお風呂に敷くマットのようなものではなくて、きちんと柔道用の畳に切り替えることも含めて検討していただきたいと思います。これから授業開始が、きっと今すぐというわけにはいかず、新型コロナウイルス感染症対応等で少し後らせる、そういうことになってきたら時間的猶予もあるので、授業内容について、さらなる安全性についての議論もしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今後、柔道の授業を実施するに当たって、どのような環境整備が必要かも含めて実際に指導される教員の方や外部講師の方の声を聞きながら、校長会と協議をしてみたいと考えております。

○佐々木委員

この項最後ですけれども、私は柔道の授業をやめてしまえというようなことを決して言っているわけではないので、しっかりとした対応をしていただきたいと思いますし、それから、もう一つ心配しているのは、そこまでやってもいろいろなことで発生するけがはあります。そうしたときに、現場の指導者の方がその責任を被ってしまうということにだけはならないようお願いをしておきたいのです。

今回、指摘をさせていただきましたので、そういう現場の責任を問われないような配慮、そういうようなことも考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

柔道の授業につきましては、特に安全管理の徹底に努める必要があることから、今後も事故の未然防止に向けて有段者を含めた複数での指導や、小樽市教育委員会主催の研修講座を開催するなどして、学校全体として安全に指導することができるよう、指導を徹底してみたいと考えております。

○佐々木委員

では、よろしく申し上げます。

◎組織改革について

最後に、組織改革について伺います。

第1回定例会の委員会でスケジュールの変更が示されました。改革案の提示が第2回定例会から第3回定例会にずれたということになったと思うのですけれども、まず、ずれ込んだ理由について、それから現在の進捗状況について御説明をお願いします。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

組織改革案の提示が、第2回定例会から第3回定例会に変更になった理由につきましては、当初想定していなかったのですが、4月の人事異動後の新しい体制においても、この案の検証・確認に時間を取ってしまったほうということで、第2回定例会から第3回定例会に変更したものでございます。

また、現在の進捗状況につきましては、組織改革案を職員組合への提案に向け、今、事務レベルで職員組合との交渉をしているところでございます。

○佐々木委員

組合に示しているということですから、既に原案というようなものができているということのようですからお聞きしておきたいのですけれども、まず、その前提で聞いていて何かこんがらがってくるのは、組織改革という言葉と、組織再編という言葉があるのですよね。この二つの違いについて説明願います。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

国語的な意味合いが、厳密にはあれなのですけれども、私どもは今回、組織改革という言葉を使わせていただいております。組織再編といいますと、再編でするので編成し直す、部内の課を再編するみたいな形で、どちらかというとその意味合いが組み替えるみたいな意味合いが強いのかと、それに対して、組織改革は再編も含めて人員の移

管や事業の移管を、移すというようなことも含めて、再編を含む、より大きな意味合いでの組織の改革ということで、今回は組織改革というふうに行っているところでございます。

○佐々木委員

分かったような、分からないようなですけども、大きなものだということで、議会にもかかってくるわけですが、提案される予定の改革案について、どうしても事前に、今の段階で確認しておきたいことがあります。

段階的に、この言っている再編です。小さいほうの再編をされてきているので、少し見えづらくなっているのを確認しますが、平成29年に提案され議会で否決された案との違いというのは、どういう点にあるのかということについて説明を頂きたいのです。その差が見えなければ、私たちは同じ判断をせざるを得なくなってしまうので、違いについて説明をお願いします。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

このたびの組織改革につきましては、その基本的な考え方というところで人口規模、財政規模に見合った組織づくりということと、公共施設再編計画・収支改善プランとの整合性を確保した組織づくりという、もう一つあるのですけれども、この二つが基本的な考え方ということで示させていただいております。ここの考え方の意味するところというのは、組織のスリム化であり人員の削減というところを念頭に置いておりますので、前回、平成29年の改革案につきましては、たしか人員が増加するという案であったかと思っておりますけれども、今回これから提案する改革案については、少なくとも人員が増えるということはありませんし、もちろん人員を削減の方向で、今、案を考えているところでございます。

○佐々木委員

まさに、前回のときは、たしか人員の削減等がされず、4,000万円ほど人件費が増えるというような提案だったものですから、私たちがなかなか納得のできないものであったというふうに記憶しております。今のお話だと、その辺については解消されている案になっているということですので、少し安心しております。

もう1件、最後にお聞きしたいのは、この改革と随分時期がずれてしまうので、なかなか難しいとは思っておりますけれども、公共施設の再編計画で、とりわけ新庁舎との関係というのは、この組織改革では考慮されているのでしょうか。これからの改革というのは、私は前にもお話をさせていただきましたが、組織と、その建物の機能、それから入れ物という箱物、ハードの部分と、その有機的な関係を基本にしていないと、なかなか難しいことになる。その典型的な例が、ワンストップ相談窓口です。先ほど松田委員のお話の中にもありましたが、長岡市役所に行ったときに私たちも見せてもらったのですけれども、ワンストップ窓口があり、そこには市民が来てそこに座ったら、職員の方が中2階のところから入れ替わり立ち替わり、必要な方が来て対応してくれるというようなものは、それはまさに建物、ハードがそういう組織や、それから市民のための機能が一体化している建物を実現されていたように見えました。そういうようなことも考えたものになっているのかどうか、考慮されている今回の組織改革なのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

今ありました、今回のこの組織改革について公共施設再編計画、とりわけ新庁舎との関係の考慮ということでございますけれども、新庁舎となりますとまだ時期的に先のことでありまして、具体的にその新庁舎でどのようなことを想定しての改革と具体的なものにはなっておりません。ただ、今回この改革の中で示しています類似事業の集約ですとか、組織のスリム化、それと例に挙げられましたけれども総合相談窓口の設置等につきましては、当然、今できる改革という中でやっておりますので、それは先々になるかもしれませんが、新しい庁舎ということも見据えて、今改革できるものということで、この改革案の中に取込んでいっているというようなことでやっております。

○佐々木委員

ぜひ、そういう長期的な視点というのですか、展望を広く持って、改革を考えていただきたいという要望を最後にしまして、これで質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎小樽市の歴史文化資源について

それでは、まず、教育委員会に小樽市の歴史文化資源について、何点かお聞きしていきたいと思います。

つい先日の新聞に記事が載りましたが、北前船、炭鉄港に続いて皆さん期待をしていた日本遺産、残念ながら認定されませんでした。しかし、この経験を生かして、今まで二つ、いい認定をいただいていますので、それをさらに進化させて魅力あるものにしていければいいと思っています。

それで、まず、教育委員会にお尋ねしたかったのは、先に提出されていましたが小樽市歴史文化基本構想です。これについて説明をまず簡単にお聞きしたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

日本遺産の認定申請の基礎資料としてつくった歴史文化基本構想の説明ですけれども、歴史文化基本構想というのは、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想でありまして、地域に存在する文化財を幅広く文化財群として捉え、歴史と文化をまちづくりの中心として据え、変化する都市の魅力を伝えるために文化資源の多様なデータベースづくりを行って、行政施策などに生かそうというものでございます。

本市では、市内の多様な文化遺産を基盤としたまちづくりですとか、人材育成に重要な役割を果たし市民と共に小樽文化遺産の保存活用に取り組むためのマスタープランといたしまして、平成31年3月に策定しております。

○中村（岩雄）委員

小樽市は、そういう基本的なものはきちんとなされておりますので、具体的にさらに進化させていくということでしょうけれども、今日は、いろいろ文化財の構成要素というのはあるのですが、炭鉄港はあまり時間がないので次の機会にと思っております。北前船についてももう少し詳しくお聞きしていきたいです。

北前船の構成要素というのですか、その構成文化財について、簡単にお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

申し訳ございません。北前船というのは、日本遺産の認定に関するお話になるかと思っておりますので、教育委員会の所管ではないというふうに考えておりますが。

(「そうですか、そうしたら」と呼ぶ者あり)

○中村（岩雄）委員

実は先日、北前船についての新たな文化財となり得るものが塩谷の徳源寺で発見されたという北海道新聞の記事がありました。それで、私はここの檀家でもありますし、お寺にしょっちゅうお伺いしていたのですが、そういうものが本当に身近にあるということ自体が、今までは気がつかなかったということが実はあります。今回、こういう形で新聞に載りまして、あのときに見ていたのがこんな価値があったのだと。私もいろいろシンポジウムですとかに出てはいたのですが、そんな身近にあるというふうに思わなかったのです。

ですから、恐らく市内にまだまだ埋もれているものがいろいろあって、それに気がついていないという方、お持ちになっていない方、そういう方はまだまだいるのだろうというふうに思うのです。だから、そういう意味で、市民に対する周知といいますか、啓蒙といいますか、そういう機会を地道にやはりやっていくことかと。

実は、これもまた、新聞記事が出た後ですが、塩谷神社という神社がありますけれども、その宮司と一緒に、あるいは役員の方と一緒にいろいろな、小樽の北前船、炭鉄港のシンポジウムなども、できるだけ参加をしていたのですけれども、その参加を通して、実はその宮司がこの絵馬はうちにもあるなというようなことをおっしゃっていたのです。いろいろ調べてみたら、この新聞記事で紹介されたということもありますが、塩谷神社で絵馬が新たに見つかったのです。

それで、現在、小樽市内に現存している絵馬の情報を、もし教育委員会で押さえているものがありましたら、例えば、今、徳源寺では2枚見つかったということですが、もう既に登録されているもので、どこのお寺にこういうものがあるというような情報がありましたらお知らせいただくことはできますか。よろしいですか。

○（教育）生涯学習課長

今、お話があった絵馬ですが、徳源寺で見つかったのが船絵馬という船の絵が描いた絵馬だというふうに私たちも把握しております。

そのほかには、歴史文化基本構想の調査のときに、祝津の恵美須神社、こちらに絵馬があるということと、真栄の龍徳寺にも絵馬、これはいずれも船絵馬ですが、そちらの2か所にあることは把握しております。

ただ、いずれも明治年間の、明治27年頃ということですが、本来の意義である航海の安全祈願を表すものとしては時代が少し新しいということで、小樽文化遺産には入っていないというふうになっております。

○中村（岩雄）委員

小樽文化遺産には入っていないのですか。そうですか。

徳源寺で発見された絵馬は、それよりもさらに古い年代のもので、これも可能性については、どうなのでしょう。

○（教育）生涯学習課長

小樽文化遺産というのが、その歴史文化基本構想の中では、地域を構成する文化財のみならず市民の暮らしの中で大切に受け継いできた歴史、文化、自然遺産、そういうふうに定義をしているものですが、徳源寺については、まだ詳しいお話は聞いていないのですが、もう少し古い年代のものということは聞いていますので、また改めて報告をもらってから、お手伝いとか専門家への橋渡し、そういうことも考えていきたいと考えています。

○中村（岩雄）委員

それを地元としてお願いしておきたいということと、それから、先ほど触れましたけれども、こういう記事を見たり、あるいはシンポジウムなどを見て、塩谷神社のものも新たに見つかったのです。私が昨日までに確認できたのは、船絵馬で20枚、それから、普通の馬がついている絵馬、これが15枚ほど見つかりました。これも今お知らせして、いろいろ検討していただきたいと、その対応方をお願いしたい。

私が確認した段階では、明治一桁台のものもあります。だから、恐らく今まで発見されていた絵馬の中でも一番古いということになるのではないかと。塩谷神社そのものが市内でも非常に歴史のある古い神社ですので、さらに追加しますと、まだあるようなのです。まだ調査の中で全部は調べ切れていないところもありますから、そういう可能性が非常にありますので、ぜひ、その後の対応方の検討を頂きたいという趣旨です。

こういう価値のあるものは、今回、私もつくづく体験して感じたことは、本当にこんなに議会でも各議員の話を見たり聞いたりして、私もシンポジウムに参加したりして、自分のすぐ近くにそういうものがあることも分からない、こうしたことはあり得ます。まだまだ、価値あるものは、市内に眠っている可能性もあると思います。これもやはり、ふだんからの地道な市民に対する啓蒙とか、シンポジウムを開くとか、いろいろな機会を通して

訴えていくというのか、醸成していくというのか、そういう雰囲気盛り上げていくということがやはり大切なのだというのは、今回、つくづく感じております。その対応方を、まず、お願いしておきたいと思います。少し感想を。

○（教育）生涯学習課長

今定例会では、佐々木議員からの代表質問でも教育長から答弁させていただいてはいるのですが、今、お話があったように、地域の歴史を物語るような歴史文化資源、こういうものを生かしたまちづくりの機運を高めていく上では、市民への啓発、啓蒙が重要かというふうに考えております。やはり市民の中から地元の資源を見直す声が上がっていくことは望ましいというふうに考えておりますので、歴史文化資源を生かしたまちづくりを考える機会については、既存の講座、例えば市民大学講座ですとか、はつらつ講座などを活用するですとか、塩谷のように特徴的なものが残っている地域での学習会とか勉強会、そういうものを開催する、そのような形で考えていきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

よろしくお願いたします。

◎同報系防災行政無線について

次に、同報系防災行政無線に関連して、何点かお尋ねしていきたいと思います。

最初に確認させていただきたいのは、今回、資料を頂きまして、整備済みの13か所で、この後、予定として25か所予定されているということですが、第1回定例会で頂いた資料に、4月1日より同報系防災行政無線の運用を開始しますとあるのですが、既にこの整備済みの13か所は、仮に、もし何か、どんと地震が来たとか、何かあった場合には、すぐ運用できるということになっているのでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

整備済みの13か所につきましては、もう4月1日からスタンバイといいますか、運用することになっておりますので、もしもそのような災害が起きましたら放送できるというふうになっております。

○中村（岩雄）委員

その上でお尋ねしていきたいのですが、やはり第1回定例会のときに頂いた資料で、内容について何点かお答えいただきたいのは、まず、放送の内容についてですが、Jアラートと接続しているということなのですが、このJアラートの内容について、お聞かせいただけますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

Jアラートは、全国瞬時警報システムということでございまして、国などから発信されます緊急性の高い情報、緊急地震速報ですとか津波情報、あと、国民保護情報など、そのような全国一律で放送されるような緊急情報というふうになっております。

○中村（岩雄）委員

そうしましたら、放送内容について、地震や津波などがあると思うのですが、その内容についてと、その具体例について説明をお願いしますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

Jアラートに限らずということになりますけれども、防災行政無線で放送できる内容ということで、具体的には地震や津波関連として緊急地震速報、津波警報がございまして、あと、避難情報として、避難勧告、緊急の避難指示などがございまして、そして、国民保護情報として、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ攻撃などがございまして。

そのほかになりまするが、市が独自に作成して発信する災害情報といたしましては、市内の避難所の開設情報ですとか、後はライフラインに関する情報ということが考えられます。

○中村（岩雄）委員

少し分からないところが何点かあるのですが、例えば具体的な放送される文言、これの長さ、時間という

のは大体どのくらいなのですか。大体でいいのですが、1回の放送で何分間かかるのですか、それとも何十秒くらいで終わるのですか。なぜかという、その次のことがあるので。

○（総務）災害対策室進藤主幹

すみません。資料を読み込んでこなかったのですが、放送内容としてもあらかじめ登録されている定型文であったり、あとは、もちろん直接話すものもありますけれども、定型文ですと恐らく30秒から1分以内程度のものであったというふうに思います。

○中村（岩雄）委員

次の機会にまた続きを質問しますが、放送機能として韓国語でもやる予定ですね。順番として、例えば、日本語でやる、それから韓国語で同じ内容をやって、やる場合は4か国語ぐらいやるのでしょうか。繰り返しやる場合に、それだけで相当時間がかかるのではないかとこのところが心配なのです。それをお聞きしたかったのです。

なおかつ、Jアラートが国から入ってくる、ミサイルが今飛んできますみたいな緊急の情報が入る、そのときに外国人が観光客で来ている、あるいは小樽市内にいるそういう外国の方々が、果たして、そういう外国語で避難場所なども分かって対応することが可能なのかというあたりが少し見えなかったものですからお聞きしたかったのですけれども、どうですか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

確かに定型文ですと、日本語のほかに英語、中国語、韓国語、ロシア語という5か国語で登録しておりまして、それぞれ38局ある中で、ピンポイントで指定して、その局だけ放送するということができますので、例えば、観光客が多く滞在していると思われる堺町付近だけ韓国語などを流す、もしくは塩谷ですとか、銭函などは日本語だけにするというふうな設定もできますので、その辺は随時、災害の状況に応じて対応していくことになるかというふうに思います。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松田委員

公明党を代表し、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方については、いずれも継続審査を求めて討論を行います。

まず、陳情第15号ですが、塩谷小学校の長橋小学校への統合をはじめとする小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画は、見直しをすることで一時中断され、また、公共施設の再編に関する調査特別委員会において、公共施設再編計画（案）として、塩谷児童センター、放課後児童クラブを塩谷小学校に移転することが示されるなど、委員会等での議論を待たなければ今後の対応が見えない状況となり、今後さらに議論が必要と考えます。

また、陳情第16号につきましては、昨日の予算特別委員会で1人1台のタブレットについては、予算が可決されたことで、年度内の支給の見通しが立ち、願意は満たされたものの全員への配布時期は未確定であり、また、オンライン授業開始に当たっては、今後のオンライン環境の整備が求められます。

以上の理由により、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準

を維持するための一人一台タブレット支給方については、いずれも継続審査の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて討論といたします。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第15号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について及び陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については、いずれも採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について及び陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方については、いずれも継続審査を主張し、討論を行います。

陳情第8号です。

陳情者は、JR朝里駅付近と張碓地区に避難路やシェルターを整備することを求められています。一定の課題はあるものの、趣旨は理解できるものです。

陳情第13号です。

小樽市立でフリースクールを設置することは、現実的ではありませんが、引き続き審査することを求めます。

陳情第15号です。

地域におけるコミュニティー活性化の核としても重要である塩谷小学校の存続は必要です。

陳情第16号です。

表題は理解しますが、「公的教育は学習塾と異なり…などと建前を述べている場合ではありません」といった思い込みと感じられる表現があることなどから、継続して審査することを求めます。

議案第15号です。

核兵器禁止条約は発効し日本が批准したなら、小樽港に核兵器を積んだ艦船が入港することができません。それにもかかわらず、政府は禁止条約に調印、批准をしない立場です。小樽市独自の取組が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○佐々木委員

陳情第15号小樽市立塩谷小学校存続方について及び陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について討論を行います。

まず、陳情第15号についてですが、以前からの陳情も含めて、塩谷・桃内地区の皆様の思いは伝わっています。現在、市教育委員会が計画を白紙に戻し、再検討中ですので、その思いを受け止めつつ、広い視野に立って私たちも引き続き調査検証を進めてまいります。よって、本陳情については継続審査を主張します。

続いて、陳情第16号ですが、今定例会でこの件については市から対応のために教育用端末整備事業の提案があり、昨日の予算特別委員会でも可決されたところですので、それらの実施により願意は満たされつつあると思います。

今後、機材が早期に子供たちの手に届くのか、家庭でのWi-Fi環境整備について不明な点もありますので、一度経緯を見守ります。よって、本陳情についても継続審査と判断いたします。

以上、立憲・市民連合の討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第15号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。